

大井川流域·牧之原大茶園 景観形成行動計画 概要版

美しい景観を 守り、育て、次世代に引き継ぐために

> 平成 31 年 3 月 大井川流域・牧之原大茶園景観協議会

目 次

第Ⅰ章 はじめに	· 1
2. 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3. 対象期間 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4. 対象地域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 3
5. 行動計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 4
第Ⅱ章 景観形成の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
<u> </u>	. 5
2. 広域景観の着目点と景観特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
2.1. 広域景観の着目点	
2.2. 景観特性	
3. 景観形成上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3.1. 茶園景観にかかる課題	
3.2. 大井川流域の景観にかかる課題	
3.3. 広域交通の景観にかかる課題	
4. 景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4.1. 広域景観形成の基本理念と方針等	00
4.2. 主な施策	
5. 行動計画の展開方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
5.1. 行動計画とは	0,
5.2. 行動計画の対象	
5.3. 行動計画の考え方	
5.4. 重点区域の設定	
3.4. 里点凸域少成足	
第皿章 行動計画	12
<u> </u>	
2. 重点区域の個別施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2. 至点色域の個別地名	50
第Ⅳ章 実現に向けた仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
<u> </u>	68
2.各主体の役割 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
3. 計画のフォローアック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第Ⅴ章 参 考 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
<u> </u>	/ I
1. 東足程辯····································	
	12
2.1. 有識者会議	
2.2.協議会 3.資料····································	70
	13
3.1. 上位・関連計画の整理	

第 I 章 はじめに

1 策定の目的

静岡県は、温暖な気候がお茶の栽培に適しており、国内有数の茶処として知られています。特に、県中部地区の大井川中・下流域、牧之原台地や栗ヶ岳周辺の丘陵地では、まとまった茶園を見ることができます。

また、大井川沿いには、大井川川越遺跡を始めとする旧東海道の歴史を感じられるまちなみ、自然豊かな里山、そして、蒸気を吐きながら走る大井川鐵道のSLなど、地域独特の景観が残っています。

さらに、本県の空の玄関口である富士山静岡空港が立地しており、国内外からの来訪者を迎えています。

一方で、茶園の周辺には色彩が派手な建物や屋外広告物等が設置されていたり、茶園 の一部には荒廃農地が見られるなど、景観形成上の課題も多くなっています。

このようなことから、静岡県ではこの地域において、美しい景観を守り、育て、次代に引き継ぐために、市町の行政界を超えた広域的な景観形成の基本方針や具体的な景観施策等を示す行動計画を策定するものとしました。

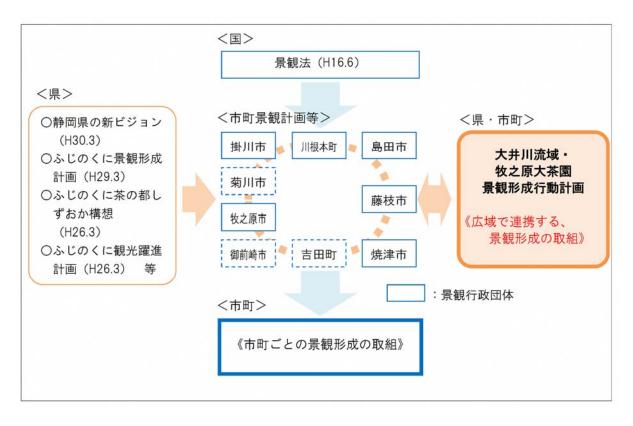


2 計画の位置付け

「大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画」は、「ふじのくに景観形成計画(平成 29 年 3 月、静岡県)」*が示した 7 つの広域景観のうち、「大井川流域・牧之原大茶園」の広域景観の景観形成の方針、具体的な施策や取組について、実施主体や実施時期を明確にし、良好な景観形成を進めていくために策定する計画です。

住民の生活に密接に関係する身近な景観については、市町の景観計画で扱うこととし、 本計画ではこれと連携しつつ、市町の境を越えて広がりのある景観、あるいはつながり をもつ景観を取り扱うこととします。

なお、本地域は静岡を代表とする茶処であること、また大井川やSL、旧東海道の宿場町等をはじめ多様な観光資源が分布していることから、これらに関連する計画にも留意しています。



※菊川市は2019年4月1日に景観行政団体となる予定

◆大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画の位置付け

^{* 「}ふじのくに景観形成計画」など上位・関連計画の概要は、第V章「3. 上位・関連計画の整理」をご覧ください。

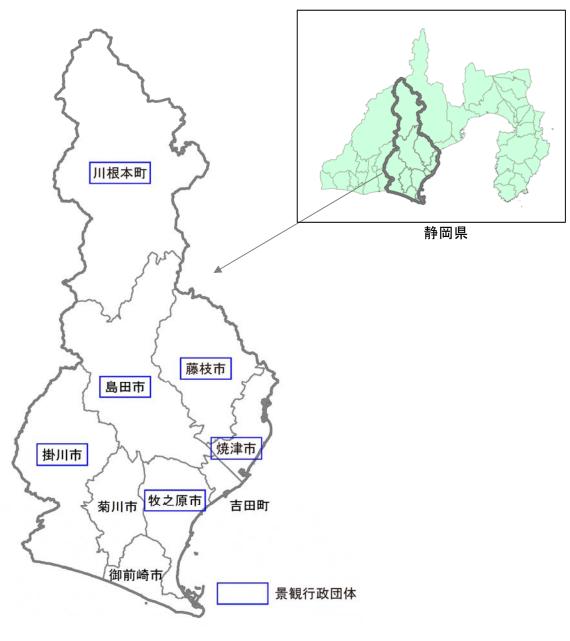
3 対象期間

計画の対象期間は、2019 年度~2028 年度の 10 年間とします。なお、2019 年度~2021 年度の 3 年間を短期、2022 年度以降を中長期として位置付け、短期については具体的な取組等を示します。

4 対象地域

本行動計画は、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町の9市町を対象地域(以下「本地域」という。)とします。

なお、9 市町のうち 6 市町が景観行政団体へ移行し、景観計画の策定や地域景観の保全等に取り組んでいます。なお、菊川市も 2019 年 4 月 1 日に移行する予定です。



◆行動計画の対象地域

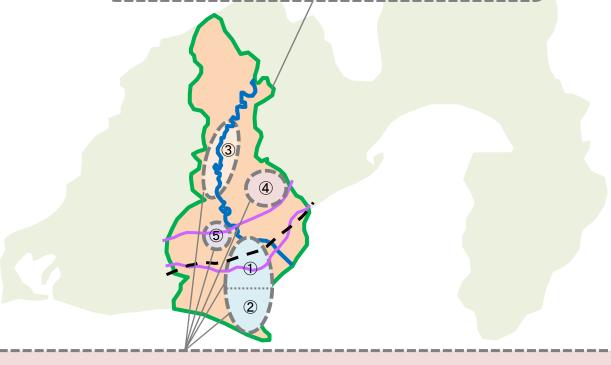
5 行動計画の概要

行動計画*は、本地域の景観形成の方針に基づき、計画期間内で確実に実施していく施 策を位置付けたものです。

施策については、地域全体で取り組む「共通施策」と、本地域の特性等を踏まえ重点的に取り組む重点区域での「個別施策」を位置付けます。重点区域は、各区域毎に景観形成の目標を設定し、その目標達成の視点から施策を位置付けます。

【共通施策】(42~49頁)

- ■茶園景観の保全
- 〇荒廃農地対策の推進
- 〇農業用施設、建物等の景観への配慮
- 〇公共施設等の景観配慮の推進
- ■交通拠点周辺及びアクセスルートなどの沿道景観の保全
- 〇違反広告物等の是正指導
- ○道路付帯施設などの良好な景観形成の推進



【重点区域】(50~67頁)

- ①牧之原台地地区
- ○グリーンティーツーリズムを活かした景観づくり
- ③川根地区
- 〇大井川の歴史・茶園・温泉を生かした景観づくり
- ⑤粟ヶ岳周辺地区
- ○静岡が誇る伝統農法を感じる景観づくり

- ②牧之原台地南部地区
- ○茶園と公園を楽しむ場としての景観づくり
- ④藤枝北部地区
- 〇体験型観光イベントと連携した茶園景観づくり

^{** 「}景観形成の基本方針」を $5\sim41$ 頁、「行動計画」を $42\sim67$ 頁、「実現に向けた仕組みづくり」を $68\sim71$ 頁に記載しています。

第Ⅱ章 景観形成の基本方針

1 本地域の特性

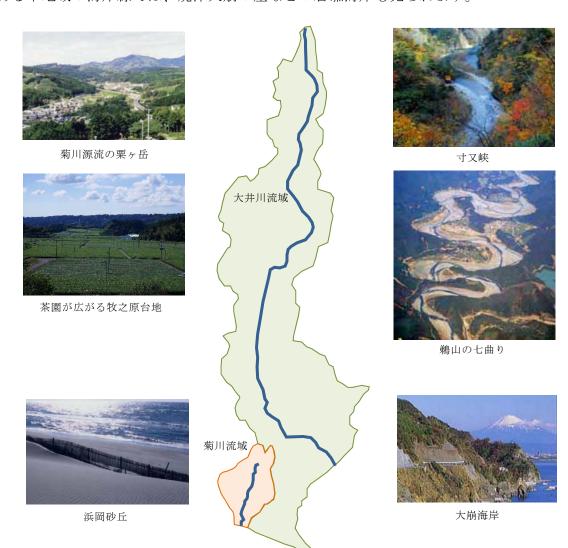
(1) 地形

本地域はおおむね大井川流域と菊川流域の2つの流域に属し、北部の急峻な山地から 中央部の台地・丘陵地、南部の低平地・海岸まで変化に富んだ地形となっています。

大井川流域の上流域は、寸又峡等のV字型の急峻な地形となっており、中流域では「鵜山の七曲り」に代表される蛇行が見られる河岸段丘や、下流域では広大な扇状地(志太平野)が形成されています。本地域の南西部に位置する菊川流域の地形は、北部を栗ヶ岳、東部を牧之原台地、西部を小笠山丘陵、南部を海岸砂丘に囲まれ、中央部に低平地が広がっています。

このうち、牧之原台地は大井川扇状地が隆起して形成された地形で、平坦な台地面は、 北端の島田市金谷から南端の御前崎まで南北約 25km にもわたります。

また、本地域の海岸線は西の遠州灘沿岸と東の駿河湾沿岸に区分されます。遠州灘沿岸は静岡県の御前崎から愛知県の伊良湖岬に至る我が国有数の長大な砂浜海岸で、本地域の海岸線には県立自然公園に指定された浜岡砂丘が位置します。一方、駿河湾沿岸である本地域の海岸線では、焼津大崩の崖などの岩礁海岸も見られます。

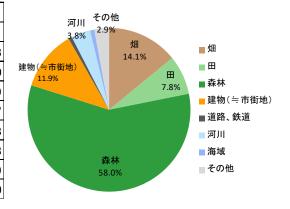


(2) 土地利用

本地域の土地利用面積の割合をみると、森林が最も多く約58%、次いで、畑が約14%(23,009ha)、建物(市街地)が約12%となっています。

このうち、平成21年の静岡農林統計情報協会によると、本地域の茶園面積は11,623haとされており、畑の約半分が茶園として利用されていることが示されます。

	面積(ha)	割合(%)	
畑	23,009	14.1	
田	12,722	7.8	
森林	94,825	58.0	
建物(≒市街地)	19,447	11.9	
道路、鉄道	1,156	0.7	
河川	6,211	3.8	
海域	1,349	0.8	
その他	4,763	2.9	
計	163,481	100.0	
· /			



*畑 23,009ha のうち、約5割の11,623ha は茶畑 (茶畑面積は静岡農林統計情報協会: H21調査

◆土地利用の状況(出典:国土数値情報、平成26年)

(3) 交通

① 交通の歴史

東海道は、古くは「古事記」や「日本書紀」に「うみつみち」と書かれ、古代から東西交通の重要な幹線道路として利用されてきました。その後、江戸時代には東海道の交通体系が本格的に整備され、現在は一般に東海道という場合、江戸時代の五街道の1つとしての道を指します。

東海道は、江戸・日本橋から京・三条大橋に至る道で、53の宿場があり、そのうち6つの宿場が本地域に位置します。

明治時代以降は、五街道に代わる国道が制定され、東海道は国道1号等にその機能を引き継ぎましたが、今も昔と変わらず、東日本と西日本を結ぶ交通の大動脈として本地域を通過しています。



◆東海道細見図(出典:国立公文書館内閣文庫蔵(国土交通省HP))

② 現在の交通

本地域は、東名・新東名高速道路や国道1号 (バイパス)、JR東海道新幹線・東海道本線といった広域交通軸を有することに加え、静岡県の空の玄関口である富士山静岡空港及び海の玄関口である重要港湾御前崎港もあります。

また、これらの広域交通ネットワークを、地域の主要幹線道路が結んでおり、陸・海・空それぞれが連携できる交通体系が形成されています。

【広域道路】

・国道1号(バイパス): 江戸時代の旧東海道と並行して走る現代の東海道。

・東名高速道路 : 対象地域内の区間は、昭和44年に開通。日本の大都市を結

ぶ日本の大動脈。

・新東名高速道路: 対象地域内の区間は、平成24年に開通。東名高速道路を補

完し、非常時の代替路として整備された高速道路。

【鉄道】

・ JR東海道新幹線: 東京オリンピックにあわせ、昭和39年に開業。東京、名

古屋、大阪の3 大都市の間を高速で行き来する鉄道として、多くの人々が利用(1年間に1億6500万人(2017、I

R東海資料))。

対象地域内には掛川駅がある。

JR東海道本線 : 東京と神戸を結ぶ大動脈。通勤通学や観光、貨物輸送等、

多様な分野で利用。

対象地域内には、焼津、西焼津、藤枝、六合、島田、金谷、

菊川、掛川の8駅がある。

【港湾】

・御前崎港: 県の重要港湾。静岡県の海の玄関口。日本の工業地帯がつらなる太

平洋ベルト地帯の中で東京・大阪のほぼ中央に位置し、背後には静岡県中西部地区の自動車、楽器をはじめとする工業製品の生産拠点を擁しており、貨物を中心とした貿易港として日本国内でも有数の

立地。

【空港】

・富士山静岡空港: 静岡県の空の玄関口として、平成21年、牧之原台地に開港。

平成30年3月時点で、国内便として札幌、出雲、福岡、鹿児島、那覇の5路線、国際便として主に韓国(ソウル)、中国(上

海、杭州等)、台湾(台北)の路線が運航。

【主要幹線道路】

・国道 150 号: 焼津市、吉田町、牧之原市、御前崎市、掛川市の沿岸部を通る、

東西方向の主要幹線道路。市民の日常生活だけでなく、産業用道

路としても利用。

・国道 473 号: 川根本町、島田市、菊川市、牧之原市を、南北方向に結ぶ主要幹

線道路。新東名高速道路 島田金谷 I Cから、富士山静岡空港、東名相良牧之原 I Cを経て、御前崎港を連絡する、地域の生活交通

に加え、観光や産業にとっても重要な路線。

③ 大井川鐵道

大井川鐵道は、金谷駅を起点に、大井川の流れに沿って北上し、井川駅まで 65km の道のりを大井川本線、井川線の 2 つの路線で結ぶ鉄道です。 S L の動態保存運転を行っていることで全国に知られています。車窓からは雄大な大井川、満々と水を湛えるダム湖、茶園が広がる山里など多彩な景色が移りかわる様を楽しめます。

【歴史】(出典:大井川鐵道 HP)

大正 14年 : 大井川上流部の電源開発と森林資源の輸送を目的として創立

昭和6年 :金谷駅~千頭駅間が全通。それまでのイカダと船、峠越えの馬、徒歩

以外に交通手段のなかったこの地域の生活を一変

昭和34年 : 中部電力所有の専用軌道を移管し井川線の運行を開始

昭和51年 :全国でいち早くSLの復活運転を実施し、観光鉄道として全国的な知

名度を獲得

平成26年 : アジアで初めて「きかんしゃトーマス号」を運行開始。これまでに培

った蒸気機関車の運行技術と世界的な人気キャラクターによる夢のコ

ラボレーションを実現

④ 天竜浜名湖鉄道

天竜浜名湖鉄道は、掛川駅から浜松市の天竜二俣駅を経て、新所原駅に至る全線 68 km の鉄道です。旧国鉄の二俣線を引き継いだ路線で、JR東海道本線から分岐して内陸部に入り、浜名湖の北岸を巡って再びJR東海道本線に合流しています。全線にわたり駅舎などの施設が、国の登録有形文化財に登録されており、昭和の鉄道遺産が随所で見ることができるなど、「日本の原風景に出逢う旅」が満喫できる鉄道です。掛川市内では、車窓から丘陵地に広がる茶園の景観を楽しむことができます。

【歴史】(出典:天竜浜名湖鉄道 HP)

昭和 10 年:掛川駅・遠江森駅間 12.1km 開通営業開始 昭和 13 年:三ヶ日駅・金指駅間 13.8km 開通営業開始

昭和15年:掛川駅・新所原駅67.9km全線開通営業開始(遠江二俣機関区創立、

機関車12両配置)

昭和62年:天竜浜名湖鉄道開業

平成22年:天竜浜名湖鉄道全線にわたり、国の登録有形文化財に登録

(4) 歴史·文化

① 歴史的なまちなみ・文化財

静岡県内には、東海道 53 の宿場のうち 22 の宿場があり、そのうち本地域には、岡部宿、藤枝宿、島田宿・金谷宿(川越宿)、日坂宿、掛川宿の 6 つの宿があります。そこでは、往来した人々、沿道に暮らす人々の営みが、地域の魅力、文化をつくってきました。

また、本地域には、東海道のほかにも、歴史的なまちなみが残されています。焼津市には奈良期の東海道といわれる「やきつべの小径」に花沢の里(伝統的建造物群保存地区)があります。ここでは、長屋門造りの民家があり、風情ある伝統的な家並みが昔の街道の面影を偲ばせてくれます。そのほか、掛川市には横須賀城跡から東に延びる横須賀街道沿道があり、まち並みと調和した住宅の建築を推進する取組が行われており、昔ながらのまち並みが残されています。

こうした街道沿いには、今も常夜燈や道しるべ等が残されている場所が見られます。

② 絵や句で伝えられる歴史・文化

本地域の景観は、絵に描かれ、句に詠まれることで、魅力を伝えられてきました。なかでも、東海道や大井川は旅の舞台として、歌川広重、松尾芭蕉、小林一茶等の江戸時代を代表する芸術家の作品により、その道中の様子などが伝えられています。



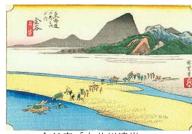
岡部宿「宇津之山」



藤枝宿「人馬継立」



島田宿「大井川駿岸」



金谷宿「大井川遠岸」



日坂宿「小夜ノ中山」



掛川宿「秋葉山遠望」

◆歌川広重「東海道五十三次」

(5) 産業

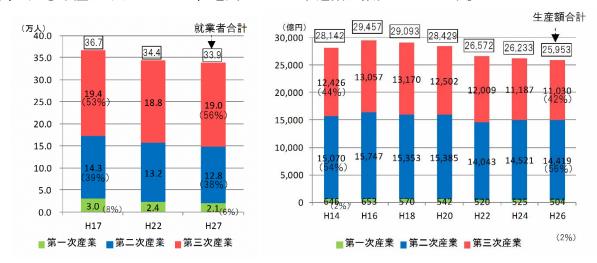
① 産業構造

本地域における平成 27 年の産業別の人口は、第一次産業 2.1 万人 (6%)、第二次産業 12.8 万人 (38%)、第三次産業 19.0 万人 (56%)で、第一次産業の人口割合が減少しています。推移をみると、平成 17 年の 36.7 万人が、平成 27 年には 33.9 万人となり、減少し続けています。人口減少、少子高齢化による生産年齢人口の減少によるもののほか、第一次産業、第二次産業については、機械化、大規模化による就業者人口減もあると推察されます。

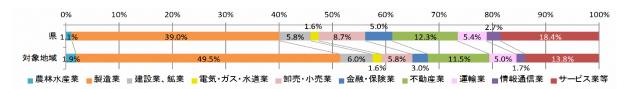
次に産業別の生産額をみると、平成 26 年の産業別の生産額は、第一次産業 504 億円 (2%)、第二次産業 14,419 億円 (56%)、第三次産業 11,030 億円 (42%)です。生産額の合計は、平成 16 年の 29,457 億円をピークに減少しており、平成 26 年には 25,953 億円となっています。

総生産額に占める各産業の割合を、本地域と県で比較すると、本地域は県全体よりも 農林水産業、製造業等が多く、卸売・小売業やサービス業等が少なくなっています。

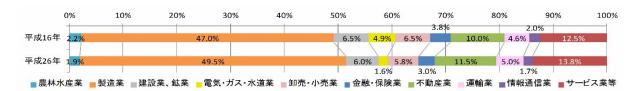
同じく総生産額に占める各産業の割合を、平成16年と平成26年で比較すると、10年間で大きな差はありませんが、電気・ガス・水道業は減少しています。



◆本地域の産業別就業者数及び産業別生産額推移(出典:国勢調査)



◆総生産額に占める各産業の割合・県との比較(H26)(出典:静岡県の地域経済計算)



◆総生産額に占める各産業の割合・10年間の推移(出典:静岡県の地域経済計算)

【近世~近代の林業と近代以降の製紙業】

- 大井川流域の伝統的な地場産業として林業があります。林業は、近世〜近代を通じて地域の 基幹産業であり、昭和 44 年当時においては、流域の林業の中心をなす千頭営林署の予算規模 は、全国 350 署の営林署のなかでも最大でした。現在は多くの日本の山間地域と同様に、林業 は衰退し、間伐された森林は散見されるものの、伐採された木がその場に放置されるところも 見られ、荒廃が懸念されています。こうした実態は、大井川鐵道井川線の車窓などからも観察 できます。
- 日本の林業地域では、木材生産の山仕事は、キリ(伐採)とダシ(出材)に大別されており、 高度な職人技をもったそれぞれの技能集団が集落を形成し、技能の継承・再生産がなされてい ました。千頭以北の大井川上流域では、このような林業山村が集落形成の基礎となっており、 独自の文化が生まれてきました。
- 南アルプスの山間という僻地において林業が発展したのは、大井川を介して下流への運材が可能であったからこそです。大井川森林の出材は、近世以降「川狩」と称し、丸太をそのまま川に放流することによって行われ、それは昭和42年まで行われました。当時の川狩の施設である堰(越中式鉄砲堰)を再現したものが、接岨峡温泉駅近くの「資料館やまびこ」に展示されています。
- 近代以降は、特種東海製紙をはじめとする製紙工場が、下流域の島田市に立地し、流域で伐 採された木材を原料の一部としながら、地場産業として定着しています。



伐採した木材を流す川狩の様子



森林組合による森林保全活動の様子

【発電や農業・工業用水としての活用】

- 大井川では、近代以降その豊富な流用を活用した利水(発電、上水)が広く行われてきました。その結果、現在では日本有数のダムや堰堤を擁する河川となっています。このため、ダム湖をはじめとした人工的に形成された自然景観が数多く存在します。
- これらの発電に使用された河川水はそのまま駿河湾へ注ぐのではなく、大井川用水として、 志太、榛原、東遠、中遠の近隣市町の農業用水・工業用水等として使われています。



寸又峡・夢の吊橋から望む エメラルドグリーンの湖面

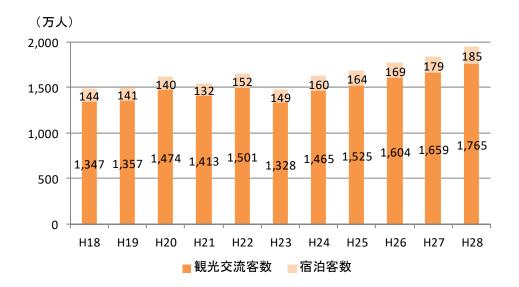


大井川の左岸から右岸へ農業・工業用水を運ぶ大井川水路

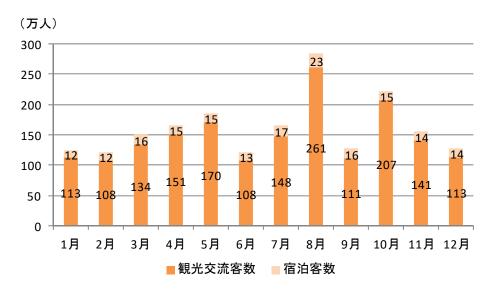
② 観光・レクリエーション

本地域の観光交流客数は、多少の増減はあるものの概ね増加傾向にあり、平成28年は1,700万人を超え、静岡県全体の観光交流客数(約15,300万人)の1割以上を占めています。また、宿泊客数も概ね増加傾向にあり、平成28年は約185万人となり、静岡県全体の宿泊客数(約1,900万人)の約1割を占めています。平成21年に開港した富士山静岡空港の影響が大きいと推察されます。

また、平成28年における本地域の月別の観光交流客数をみると、年間を通じ毎月100万人以上が訪れており、最も多いのは8月の261万人です。



◆本地域の観光交流客数・宿泊客数の推移(出典:静岡県観光交流の動向)



◆本地域の月別観光交流客数・宿泊客数(H28) (出典:静岡県観光交流の動向)

(6) 茶

① お茶とは

お茶は、ツバキやサザンカと同じツバキ科ツバキ属に属する植物で、中国西南地域が原産とされています。寒さに弱く、多くの水分を必要とする植物で、年平均気温 14~16℃、年間降水量 1,300mm 以上、また通気性や透水性及び保水性が高い土壌の場所が、栽培に適するといわれます。

摘んだお茶は、ただちに蒸すことで酸化を防ぎ、自然の色合いや香りが変化しないようにします。そして揉みながら乾燥度を高め、細く伸びた形に仕上げます。この段階の茶葉は「荒茶」と呼ばれ、お茶農家と製茶問屋の取引はこの荒茶で行います。

その後、形が不ぞろいで水分含有量の多い荒茶を、火入れ、冷却、ブレンド等の仕上 げ工程にかけ、一般的なお茶の「製品」となります。

お茶をつくるためには、これら製茶のための茶工場や、霜から茶芽を守るための防霜ファンなどの施設が必要で、茶園とこれら施設が一体となって、茶園の景観をつくりだしています。



二人用摘採機



乗用型摘採機



防霜ファン



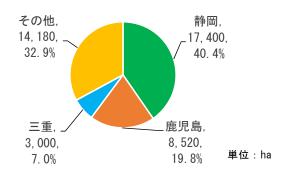
茶工場

◆お茶の生産・製造に必要な施設・設備(出典:こどもお茶小事典等)

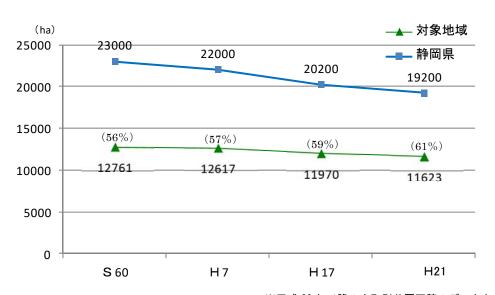
② 統計でみるお茶

a. 茶園面積

平成 28 年の府県別茶園面積をみると、静岡県では全国の茶園面積の概ね 4 割を占めています。このうち本地域では、昭和 60 年以降、静岡県内の茶園面積の概ね約 6 割を占めています。県全体の落ち込みより緩やかなものの、茶園面積は減少傾向にあります。後継者や維持管理者の不在により荒廃農地の増加が懸念されます。



◆平成 28 年府県別茶園面積 (出典: H29 静岡県茶業の現状)



※平成22年以降の市町別茶園面積のデータなし

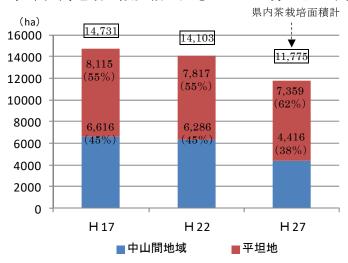
◆本地域の茶園面積推移(出典: H29 静岡県茶業の現状)



※土地持ち非農家を含む全ての農地における荒廃農地面積

◆<参考>本地域の荒廃農地面積の推移(出典:世界農林業センサス)

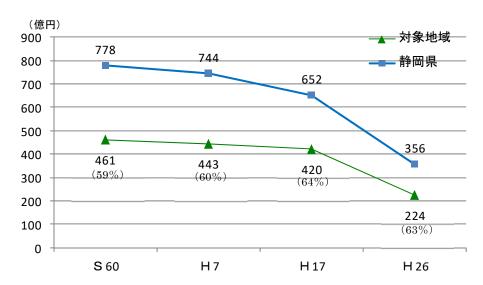
県内の茶栽培面積を、中山間地域と平坦地とで比べると、平坦地の栽培面積が広くなっています。中山間地域と平坦地ともに茶栽培面積は減少傾向にありますが、全体に対する割合をみると、中山間地域の減少幅が大きいことが分かります。



◆中山間地域と平坦地の茶栽培面積(出典: H29 静岡県茶業の現状)

b. 産出額

静岡県は、平成26年には全国トップのシェアを誇り、平成26年の産出額は約356億円となっています。このうち本地域では、昭和60年以降、静岡県内の茶産出額の概ね約6割を占めています。ただし、産出額は全国・県と同じように減少し続けており、平成26年(224億円)には、昭和60年(461億円)の約5割まで減少しています。



◆本地域の茶(生葉+荒茶)産出額推移(出典: H29静岡県茶業の現状)

③ 本地域の茶産地

現在、静岡には大きく分けて8つの茶産地があります。本地域は、このうち「中遠」「牧之原」「川根」「志太」の4つが含まれ、県内でも特に茶産地が多い地域です。



◆県内のお茶産地(出典:しずおか茶の都マップ)

④ 牧之原台地における茶園整備の歴史

牧之原は、もともと諏訪原と呼ばれていましたが、徳川家康によりこの一帯を牧野ヶ原と改められました。さらに、明治4年頃、地籍簿を作る際、牧之原と改称しました。

徳川慶喜が大政を奉還し駿府に居を定めた時、中條金之助影昭を隊長とした幕臣の精鋭隊(のちの新番組)が、護衛のため慶喜に随行し、静岡に移住してきました。その後、 護衛の職を解かれた中條率いる新番組の同士は、勝海舟の勧めにより牧之原開拓に従事 することとなり、中條の固い信念や統率力により茶園として開拓されました。

明治6~7年頃に始まった茶の生産は、気候や土壌、交通の便の良さ等の地理的条件の他に、茶業関係者の努力もあり、明治12年には、横浜の製茶共進会に「川越人足開拓の茶」を出品し、入賞するほどにもなりました。

その後も茶業を主として営まれ、現在でも牧之原が茶の生産地として全国的にも有名 になっています。

⑤ 静岡の茶草場農法について

本地域のうち、掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町において「静岡の茶草場農法」に取り組んでいます。静岡の茶草場農法とは、茶園の周りに点在する草地(茶草場)からススキなどの草を刈り取って、秋から冬にかけて茶園の畝間に茶草を敷く伝統的農法のことで、この茶草によって茶の味や香りが良くなると言われています。また、茶草場では300種以上の草花が確認されており、うち絶滅危惧種9種が確認されるなど、生物多様性が保たれています。掛川市東山では150年間に渡り、この農法を継承してきました。

このように農業と生物多様性が同じ方向を向いて両立していることが世界から評価され、平成25年5月30日に世界農業遺産に認定されました。





出典:世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会HP

⑥ お茶関係の施設やイベント

茶処である本地域には、県内外の多くの方にお茶に親しんでいただくための様々な施設やイベントがあります。

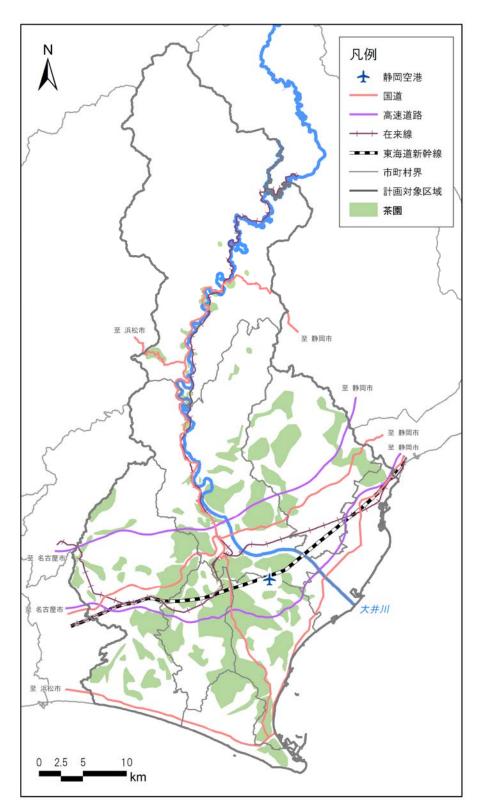
◆茶関連施設・イベント

	茶関連施設 (□体験&教室等、○歴史資源等、△その他)	イベント (△祭り・アート等、□体験&教室等、○グルメ・物産市等)
島田市	□ふじのくに茶の都ミュージアム □川根温泉ふれあいの泉 ○中山新道の道銭場跡 ○栄西禅師像、○中條景昭像 ○蓬莱橋 等	△金谷茶まつり △茶の実オイル・あかりアート in 菊川の里 △茶ービスエリア △世界お茶まつり
掛川市	□掛川城公園「二の丸茶室」 □湧水亭(清水邸庭園内) ○栗ケ岳の茶文字と茶草場 ○栄西禅師座像 ○旧日坂宿旅籠「川坂屋」茶室 △栗ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス(H31 オープン予定)	△かけがわ茶エンナーレ □お茶摘み体験<キウイフルーツカントリーJAPAN> □東海道日坂宿☆春さんぽ 新茶ウォーク □月夜の茶摘み、煎茶会 ○栗ヶ岳山頂「日の出会」
藤枝市	□玉露の里・玉露茶園○旧藤枝製茶工場跡・旧藤枝製茶貿易会社	△お茶の香ロード □おんぱく (藤枝温故知新博覧会) ○玉露の里 お茶まつり
御前崎市	□丸尾記念館	□初摘み体験「つゆひかり茶園ピクニック」 ○つゆひかりカフェ
菊川市	○高林謙三記念石碑○松下幸作顕彰碑○旧赤レンガ倉庫△静岡県茶業研究センター	□さわやかウォーキング 新茶の薫る茶園と公園め ぐり
牧之原市	□グリンピア牧之原 △富士山静岡空港「石雲院展望デッキ・呈茶コーナー」	△世界お茶まつり □お茶摘み体験<グリンピア牧之原> □まきのはら協奏曲
川根本町	□フォーレなかかわね茶茗舘 ○村松嘉蔵翁頌徳碑 ○中村光四朗顕彰碑 ○茶製人山本長右御門碑	○SLで行く川根お茶街道 「川根茶の日」お茶満喫 ツアー ○「川根茶の日」イベント □川根時間 □川根茶縁喫茶
吉田町	○萬年の茶がま	△小山城まつり

出典:こどもお茶小事典、ふじのくに「茶の都しずおか」推進計画、静岡新聞HP等

⑦ 茶園の分布状況

本県を代表する牧之原台地周辺に大茶園が分布するほか、藤枝市、大井川鐵道沿線など至る所に茶園がみられます。



※茶園は、地理院地図の地図記号「畑」から概ねのエリアを抽出し、航空写真等により精査

◆茶園の分布状況

2 広域景観の着目点と景観特性

2.1 広域景観の着目点

本地域には、地形が生み出してきた自然、大井川が育む暮らしと産業、住民や行き交う人々により積み重ねられてきた歴史・文化など、多様な景観資源があります。

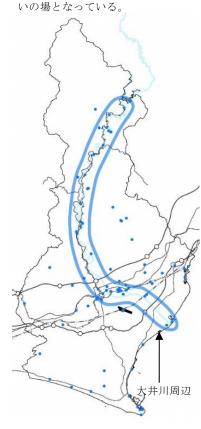
このうちには、市町の界を超えてつながりを持っている景観資源があり、これを一体で捉えることで地域の価値が見えてくる、あるいは地域の価値を高められるものがあると考えます。

地域の概況からみる景観に関する要素は、以下のような広がりがあります。

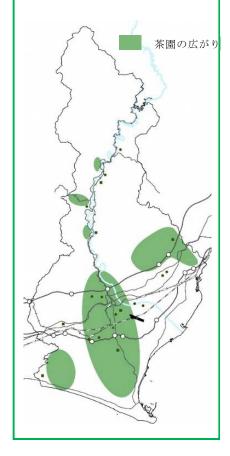
- ・本地域を代表する茶園景観は、牧之 原台地、藤枝市・島田市の山間地、 掛川市周辺、大井川流域など、この 地域の全域にわたって見られる。
- ・また、お茶に関連する施設も、牧之 原台地や大井川中流沿いなどに点 在しており、概ね茶園の分布と一致 している。
- た島田宿、金谷宿など歴史あるまちなみが残っており、また中上流域の集落等も含め伝統芸能、祭りなど地域固有の文化が比較的多く残っている。 ・大井川の中上流域は、森林が広がっており、林業が盛んであった。近年

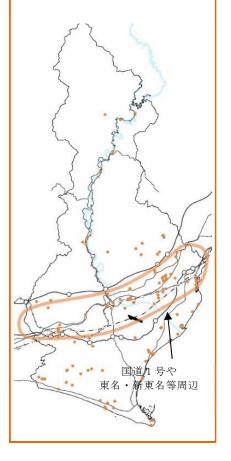
・大井川沿いは、東海道の川越で栄え

- ・大井川の中上流域は、森林が広がっており、林業が盛んであった。近年は、人口減少が著しいが、豊かな市 然に恵まれていることから、観光施設が底在し、観光行事等も行われており、映画やテレビのロケ地にもなっている。
- ・大井川下流から海岸線にかけては、 田園や住宅地が広がり、大井川の豊富な地下水を利用した工場などが立地し、人々の暮らしの場となっている。大井川の河川敷を活用した公園なども登備されており、人々の憩



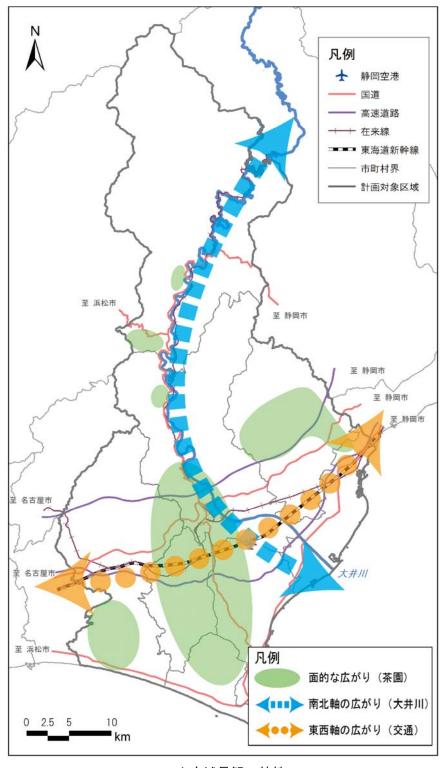
- ・本地域の交通は、東西の移動が圧倒的に多く、高速道路(東名、新東名)、 国道1号バイパスをあわせて1日当たり約13万台が対象地域を通過している。
- ・また、古くから東西の移動があった ことを今なお残る東海道の宿場町 が伝えている。
- ・JRの駅周辺では、商業地が多く分布するなど、この地域の経済を支える拠点のひとつとなっている。





このことを踏まえ、本地域を規定し基幹的な広がりを持つ景観として、次の3つに着目します。

- "面"として、茶処静岡を代表する牧之原台地などの「茶園」の景観
- "縦の軸"として、南アルプスから駿河湾まで流れる「大井川」の景観
- "横の軸"として、東名・新東名、新幹線、空港など、時代と共に変化する「交通」と景観



◆広域景観の特性

2.2 景観特性

(1) 茶園景観

① 地域で培われてきた美しい茶園の景観

本地域では、広大な牧之原台地で作られている深蒸し茶を主流とする「静岡牧之原茶」「菊川茶」「島田茶」「金谷茶」「御前崎茶」、大井川中上流域の主に中山間地の斜面地で作られている「川根茶」、藤枝市岡部町の日本三大玉露のひとつである「朝比奈玉露」、掛川市栗ヶ岳周辺の「静岡の茶草場農法」で作られたお茶も含めた「掛川茶」など、地形に応じた栽培方法で多様な茶園が営まれています。

牧之原台地の開墾の歴史、玉露にかかった菰や寒冷紗、地域のシンボルとなる栗ヶ岳の茶文字などからは、連綿と続く営みを感じることができます。牧之原台地のような広大な茶園ばかりでなく、大井川沿いの中山間地など、斜面地で営まれる茶園もあります。

また、茶園の色彩も年間を通じて一定ではなく、四季による移り変わりを楽しむことができます。 (次頁参照)

このように、茶園景観は茶農家が生業として茶業を営んできた結果、形成される景観であり、市町の行政界を越えて広がる茶園景観は、昔も今も訪れる人々の心をとらえてきました。



富士山、大井川を背景とした 広大な茶園の景観



菰や寒冷紗で覆われた茶園

【本地域における主なお茶】

◆牧之原台地を中心に作られているお茶

「深蒸し茶(生茶葉から煎茶を造る最初の工程である「蒸し」の時間を1分~3分程度 (通常は30~40秒程度)と長くとるもの)」が主流で、地域ごとに「静岡牧之原茶」「菊 川茶」「島田茶」「金谷茶」「御前崎茶」が作られています。

◆川根茶

川根地域で作られる川根茶は「浅蒸し」が特徴で、宇治茶、狭山茶に並ぶ日本三大銘茶の一つと言われています。南アルプスがもたらす寒暖差と湿気が川根茶の旨みや香りを育んでいます。

◆朝比奈玉露

藤枝市岡部町朝比奈地区で作られる「玉露(茶摘み前に一定期間、菰や寒冷紗で日光をさえぎって栽培する茶)」で、京都の宇治茶、福岡の八女茶と並んで、日本の三大玉露といわれています。

◆掛川茶

掛川市内で、栽培・製造される「深蒸し茶」を主流としたお茶で、世界農業遺産に指定されている「静岡の茶草場農法」で作られたお茶も含まれます。

【四季で変わる茶園の色彩】掛川市東山地区

茶園は、季節の変化によって茶葉の生育や人々の農作業管理によってその景観が変化します。4月初旬に萌芽が吹き出し、一面が萌黄色になると、4月下旬~5月中旬には一番茶(新緑茶)の刈り取りが行われます。現在は可搬用茶刈り機や乗用茶刈り機による刈り取りが主流となっていますが、新茶時期に茶娘衣装を着た女性が茶摘みを行う景観は、静岡の春の風物詩となっています。一番茶以降は、6~7月に二番茶・三番茶、秋冬番茶の摘採や防除、施肥などの作業管理が行われ、摘採後は次年度の刈り取りに向けた秋整枝が行われます。秋以降では、世界農業遺産にも認定されている『静岡の茶草場農法』の茶園で、茶草(ススキなど)による特徴的な景観も見られます。

◆参考:マンセル表色系での茶園色彩の移り変わり



※撮影写真から茶園部分の色彩をサンプリングし、それらの平均値を代表的な茶園色彩としています(参考値)。そのため、実際の茶園の色彩とは異なる場合があります。

【農業(茶業)振興を目的とした取組例】

ふじのくに美しく品格のある邑(むら)

静岡県では、棚田や茶園などの美しい「風景」や古くから伝わる「伝統」、「農産物」、「食」といった地域の「宝(資源)」を大切に思い、守り、次世代につなげていく活動を行っている地域を理想の農山漁村として「ふじのくに美しく品格のある邑」に認定しています。

本計画の対象地域内でも、茶業の振興や茶園の景観を保全する取組を行っている「邑」も多く分布しています。



茶摘体験学習 (神座・鵜網)



農道整備 (抜里)

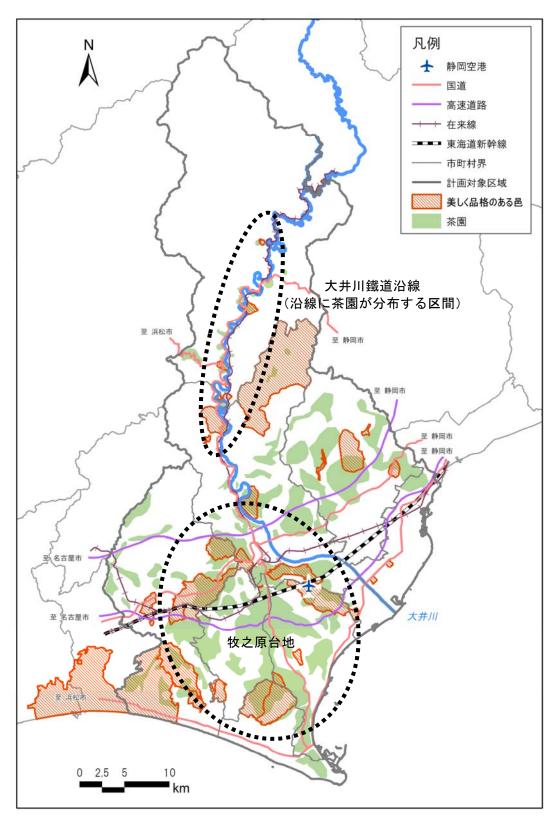
② お茶の付加価値を高める茶園景観

茶園景観×商品、茶園景観×体験など、茶園景観を活用した新たな取組は、地域の茶の品質の高さを伝えるだけでなく、美しい茶園を眺め、茶の香りを感じ、お茶づくりを体験することで、さらなる魅力を伝えます。

例えば、茶園は生産の場としてだけでなく、茶摘体験、茶園の中でのウォーキング・サイクリング、あるいは美しい茶園を見ながら茶を楽しむなど、観光や交流の場としても利用されています。

参考) 「ふじのくに美しく品格のある邑(むら)」の分布

「ふじのくに美しく品格のある邑」のうち茶関連の取組を行っている邑は下記のとおりであり、牧之原台地や大井川鐵道沿線などに多く分布しています。



※邑区域:静岡県資料

◆「ふじのくに美しく品格のある邑(むら)」の分布(H24~H30指定分)

(2) 大井川流域の景観

① 四季折々の自然を見て、感じることのできる大井川

大井川流域では、大井川がつくりだした渓谷の景観などを背景に、春は新緑や桜、夏は大井川の川面の色彩、秋は赤や黄の鮮やかな紅葉、冬は奥大井の雪景色など、四季折々の魅力的な景観を見ることができます。

また、地域の子供たちが度胸試しに川に飛び込み、釣り好きが鮎を求めて竿を振り、 ランナーやサイクリストが河川沿いを走るなど、人々が川とともに活動する様が見られ ます。豊かな自然を眺めるだけでなく、水の音を聴き、香りや風を感じるなど、体感・ 体験できるところに大井川流域の景観の価値があります。



大井川上流の四季折々の自然 (寸又峡付近)



雄大な山々が連なる南アルプス

② 地域の歴史・文化を育んだ大井川

大井川は、近世・近代の林業、農業などの産業の発展に寄与するとともに、地域の歴史・文化を育んできました。

近世以降、大井川では、丸太をそのまま川に流す「川狩」が行われ、山間地域の森林から切り出された木材が下流に運ばれてきましたが、大井川鐵道が開通し、その役割が引き継がれました。今では、大井川鐵道も、木材運搬の役割を終え、観光鉄道として来訪者でにぎわっています。

また、大井川はその豊富な水量から、地域の農業に貢献し、人々の豊かな生活を支え、地域の各地に様々な伝統芸能や祭りを育んできました。

なお、流域に広がる茶園で生産された茶葉を運ぶために架けられた蓬莱橋は、今も東 岸の農家が対岸の茶園を管理するために使われています。



島田・向谷貯木地付近(昭和初期)



蓬莱橋(世界一長い木造歩道橋)

(3) 広域交通の景観

① 広域交通からみる地域の特徴的な景観

本地域には、自動車、電車、新幹線、飛行機など多くの交通機関がとおり、これらが動くビュースポットとなり、来訪者や通過者が静岡らしさを感じられるこの地域の景観を楽しんできました。特に、車窓から眺め、飛行機から望む広がりのある茶園は、この地域ならではの景観です。

また、東名・新東名高速道路のインターチェンジ周辺等には、交通の利便性や大井川の豊富な地下水を活かした工業地が広がっています。



茶園の中を走る新幹線



飛行機から望む富士山静岡空港周辺の茶園の広がり

② 車窓からみる広大な自然景観

車で大井川沿いを走ると広大な大井川を身近に感じることができます。また、汽笛を鳴らし、白煙を上げながら走るSLは、大井川沿いの美しい景観を望む動くビュースポットであるとともに、SL自体が景観を構成する要素となっています。なつかしい雰囲気が色濃く残る大井川鐵道の駅舎等は、地域の人々に愛され、大切に管理されており、映画やドラマのロケにも使われてきました。

また、海岸沿いを走れば、御前埼灯台や静波海岸、焼津漁港などの景観資源とともに、対岸に富士山や伊豆半島を望む美しい駿河湾を眺めることができます。



大井川沿いを走るSL



駿河湾・太平洋を眺めるパノラマ (マリンパーク御前崎)

3 景観形成上の課題

3.1 茶園景観にかかる課題

(1) 茶園景観を楽しむ場の提供

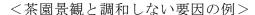
本地域には美しい茶園景観が広がり、良好な茶園景観を楽しむためのビュースポットも多く存在します。しかし、安全に眺望するためのスペースがなかったり、来訪者や地域の人にその場所が良好な茶園景観を望むことができるビュースポットであることが知られていないなど、上手に活用されていないビュースポットも多く存在します。このため、ビュースポットの整備などにより、茶園景観を楽しむ場を提供していくことが必要です。

(2) 茶園景観と調和しない要因の解消

大規模な茶園が広がり、茶園の手入れが行き届いていても、派手な屋外広告物が乱立していたり、鉄塔・電柱が茶園景観を遮ったり、農業用施設(農作業小屋、防霜ファン)、茶工場、周辺の住宅などの色彩等が景観と調和していない場所も見られます。こうした茶園景観と調和していない要因を解消し、茶園景観をより良くしていくことが必要です。

(3) 荒廃農地対策

牧之原大茶園を始め大井川流域は、茶処静岡を代表する茶の大産地です。しかし、全国的な消費者ニーズの変化による収益性の低下、担い手の高齢化及び後継者不足、茶生産の規模拡大・効率化のための基盤整備、茶園集積が進まないことなどから、荒廃した茶園等が増加し、良好な茶園景観の形成に影響を与えています。このため、こうした荒廃農地対策を講じることが必要です。





ガードレール



電線・鉄塔

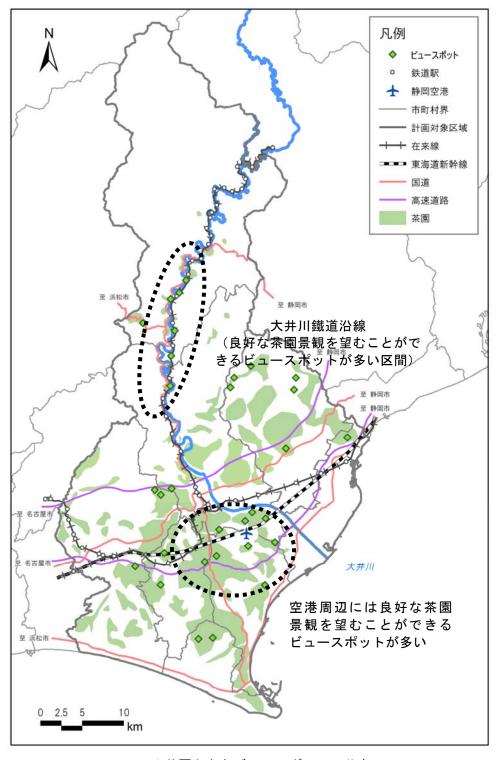


看板·屋外広告物

参考) 茶園と主なビュースポットの分布

富士山静岡空港周辺には、良好な茶園景観を望むことができるビュースポット*が多くみられます。

大井川鐡道沿線では茶園の規模は小さいものの、茶園景観と大井川の景観を一緒に望むことができるビュースポットが多くみられます。



◆茶園と主なビュースポットの分布

^{※ 「}牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」 (牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会) をもとに 掛川市のビュースポットを追加して作成

3.2 大井川流域の景観にかかる課題

(1) 良好な自然環境の保全

大井川流域の景観は、見るだけでなく、水の音をきき、香りや風を感じるなど良好な 自然環境が残されていることも重要です。

今後、初めてきた来訪者に地域の楽しみ方を示す観光・交流の場や、大井川の魅力を 伝えられるよう、良好な自然環境を適切に保全することが必要です。

(2) ビュースポットの整備・確保

大井川の特徴的な地形や、大井川・SL・茶園が一体となった景観など、この地域にしかない景観を、適切な距離で見て感じることができるビュースポットがあります。 今後、これらビュースポットの整備とビュースポットからの景観保全を進めるとともに、こうした情報を積極的に発信していくことが必要です。



大井川沿いの茶園を走るSL



大井川に架かる塩郷の吊橋

大井川を背景に茶園を走るSL

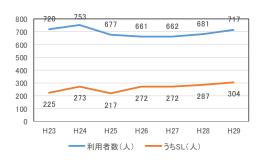
参考)大井川鐵道における乗降客数・眺望区間

大井川鐵道及び SL の利用者数は、平成 26 年以 降は増加傾向となっています。

金谷から井川に向けて、最初は市街地景観から 始まり徐々に茶園景観、大井川の自然景観へと 変化していきます。

福用から川根温泉笹間渡間は、遠方の自然景観 を背景に茶園が眺望でき、乗降客数も多い区間 となっています。

す。



大井川鐵道の利用者数の推移



※眺望区間:現地調査、駅乗降客数:静岡県資料

◆大井川鐵道における眺望区間・駅乗降客数

3.3 広域交通の景観にかかる課題

(1) 来訪者・通過者にアピールする重点的な景観保全

本地域には、日本の大動脈である新幹線、東名高速道路、新東名高速道路が東西に貫くとともに、地域資源を運ぶ御前崎港等の港湾拠点が立地、さらに近年では、空の玄関口として牧之原台地に富士山静岡空港が開港するなど、広域交通施設が分布します。また、日本一の大茶園である牧之原台地に2018年3月に開館した「ふじのくに茶の都ミュージアム」は、博物館・茶室・庭園・商業館から成る施設で、空港や高速道路のICに近いこともあり、「茶の都しずおか」の拠点となっています。

今後、これら広域交通を利用する多くの方が地域の景観を目にするため、特に良好な茶園景観が広がる富士山静岡空港~ふじのくに茶の都ミュージアム周辺の茶園景観等の保全や、その魅力の発信などの通過者が来訪したくなるような取組が必要です。

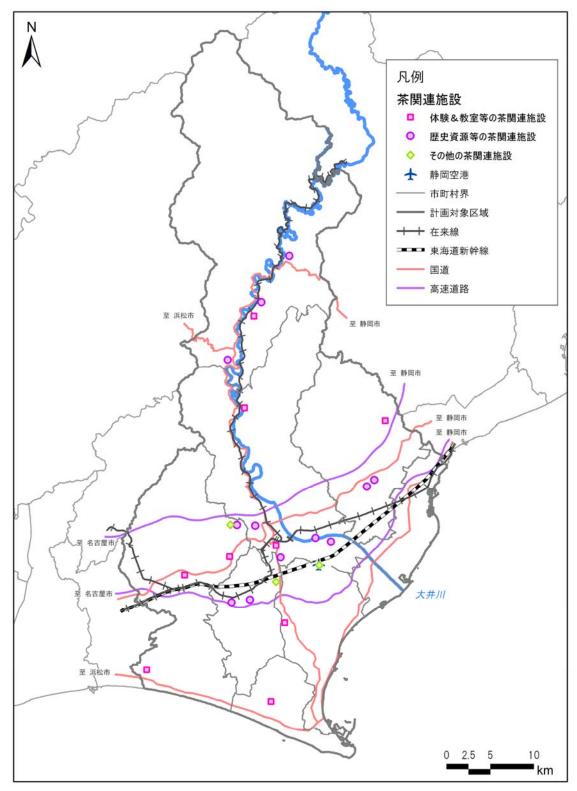
(2) 景観と調和しない要因の解消

空港周辺や空港と観光地を結ぶ幹線道路の沿道等、多くの人の目に触れる地域では、 屋外広告物をはじめ周囲の景観と調和していない施設等がみられます。

今後、適切な規制・誘導等により、車窓等から美しく壮大な茶園景観、大井川景観等を眺められるよう景観と調和しない要因の解消が必要です。

参考) 茶園関連施設の分布

空港や鉄道駅など広域交通網の拠点の近くに、茶関連施設が比較的集積しています。



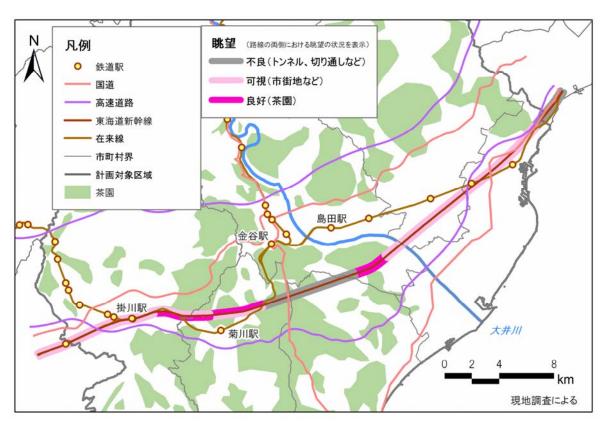
※茶関連施設の具体的な内容は17頁表を参照

◆茶園関連施設の分布

参考) 東海道新幹線における眺望区間

トンネル区間が多いですが、大井川を超えたあたり (大井川右岸) から掛川の市街地 に入る前まで茶園景観が随所で望めます。

移動景観のため長時間楽しめるというものではありませんが、多くの旅行者、来訪者 に眺めてもらえる区間となっています。

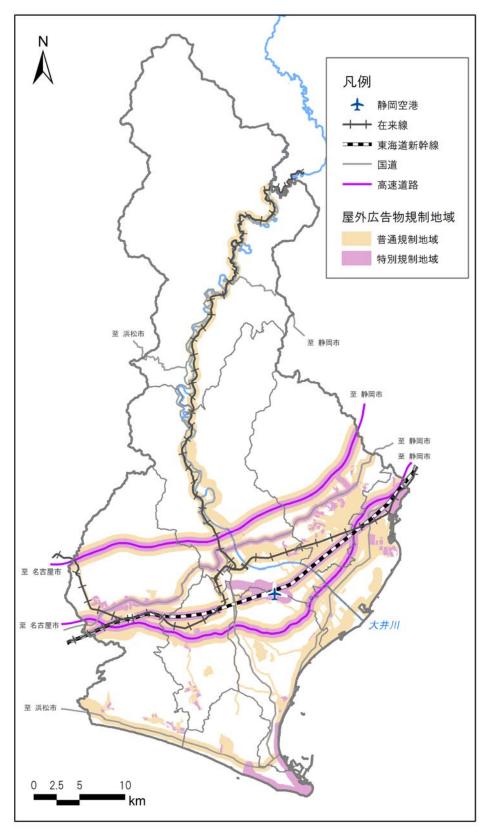


※眺望区間:現地調査

◆東海道新幹線における眺望区間

参考) 法規制状況(県屋外広告物条例)

茶園景観を望める高速道路や主要な道路の沿線は、県屋外広告物条例により、規制地域に指定されています。



※条例地域:静岡県資料

◆法規制状況 (県屋外広告物条例)

4 景観形成の方針

4.1 広域景観形成の基本理念と方針等

景観形成の課題や着目点等を踏まえ、「茶園」、「大井川流域」、「交通」の区分から、広域景観形成の基本理念、方針及び施策の方向性を次のとおり設定します。

■基本理念

地域の誇り「茶園景観」を世界へ、暮らし・歴史が紡ぐ原風景を次代へ

- ■方針1:静岡が世界に誇る茶園景観 ~本地域の大茶園は、茶処静岡の代表地~ 《施策の方向性》
 - ・茶業の営みと調和した茶園景観の保全
 - ・茶園と出会い、景観とお茶を楽しむ機会の増大



■方針2:大井川が育む自然と暮らしの景観

~上流は南アルプス、河口は駿河湾、大自然と人の暮らしの景~

《施策の方向性》

- ・自然と調和した暮らし景観の保全
- ・水が織りなす景観資源の広域的な活用



■方針3:経済と文化を結ぶ交通と景観

~陸・海・空、時代とともに変遷する交通の景~

《施策の方向性》

- ・地域の魅力を伝える車窓景観の保全
- ・来訪者をもてなす景観の創出



4.2 主な施策

3つの広域景観形成の方針に基づき、それぞれ景観の「活用」、「保全」の観点から、以下のような施策を実施していきます。

広域景観形 成の方針	施策の方向性		主な施策	行動計画における 主な取組**	
		1-1 茶業の営み	(1) 景観を阻害する要因の規制 誘導による眺望の確保	共通施策②a	
	保全		(2) 茶園内の景観と調和しない 要因の色彩調整の促進	共通施策①b	
方針1:		茶園景観の保全	(3) 景観面からみた荒廃農地対 策の推進	共通施策①c 重点区域①d、③f、④c	
静岡が世界 に誇る茶園 景観		1-2	(1) 茶や茶園景観をより楽しむための仕組みづくり	重点区域①b、②a、③c ④b、⑤b	
从	活用	活用	茶園と出会 い、景観とお 茶を楽しむ	(2) 景観を活用した「グリーンティー(お茶)ツーリズム」の推進	重点区域①b、②a、③b
		機会の増大	重点区域①a、③a、④a、 ⑤a		
	保全	2-1 自然と調和	(1) 景観不調和要因の撤去・改善 策の推進	共通施策②a、②b	
方針2: 大井川が育		した暮らし 景観の保全	(2) 地域住民と連携した景観保 全の取組みの促進	重点区域③b	
む自然と暮		2-2	(1) 絶景眺望点の整備の推進	重点区域③a、③b	
らしの景観	古用	水が織りなす景観資源の活用	(2) 景観資源への誘導を促すための仕組みづくり	重点区域③c、③d、③e	
		3-1 地域の魅力	(1) 広域交通拠点周辺の景観不 調和要因の規制誘導策の推進	共通施策②a	
方針3: 経済と文化 を結ぶ交通	と文化 窓景観の保	(2) 広域交通軸(新幹線、高速道路) や広域交通拠点を結ぶアクセスルートにおける景観不調和要因の規制誘導策の推進	共通施策②a、②b 重点区域①b		
(軸・拠点) と景観	景観 3-2 来		(1) 広域交通拠点 (空港・新幹線 駅など) と周辺の景観資源の 連携	重点区域①b、③c	
		てなす景観の創出	(2) 広域向けの情報発信の充実	重点区域①c、②b、③d ⑤b	

^{※「}①a」などの記号は、「第Ⅲ章 行動計画」 (P42~) における施策記号に対応しています。

5 行動計画の展開方針

5.1 行動計画とは

行動計画とは、本地域における3つの景観形成の方針を踏まえて、網羅的に展開される各種施策の中で、計画期間内で確実に実施していく具体の取組を示すものです。

なお、行動計画では、本地域全体を対象とする共通施策と重点的に施策を展開する行動計画重点区域ごとの取組を掲げ、現在、県や各市町でそれぞれ独自に展開している景観関連施策を、本地域における統一された見解のもと、県がけん引しながら各市町と協力して推進を図ります。

現在、県や各市町で展開されている景観関連施策を・・・



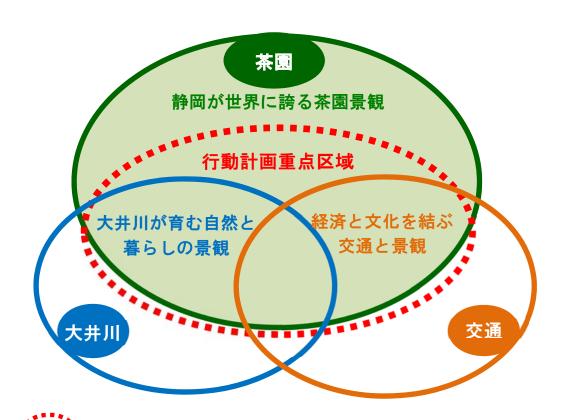
5.2 行動計画の対象

本地域には、茶園景観、大井川流域の景観、交通景観の3つの広域景観がありますが、 大井川と茶園、電車の車窓から見える茶園といったように、茶園景観がこの地域の景観 を構成するベースであり、ほかの地域にない本地域を代表する独自の景観となっていま す。

しかし、近年、消費者ニーズの変化や担い手の高齢化など、茶業を取り巻く状況は厳しく、荒廃農地が増加するなど、良好な茶園景観の保全に影響が出てきています。

これらの背景を踏まえ、本地域を代表する茶園景観を今後とも保全するために行動計画重点区域を設定し、この区域内における施策・取組を行動計画として位置付けます。

なお、行動計画重点区域については、茶園景観をベースとして、大井川流域にある景観資源や空港・鉄道駅などを活用しながら、景観形成を進める上で効果的な区域を設定します。



: 重点区域の設定

良好な茶園景観をベースとし、大井川の景観(地域資源など)や 交通景観(交通拠点・軸)が連携することにより効果的に景観形成 が進められる区域

5.3 行動計画の考え方

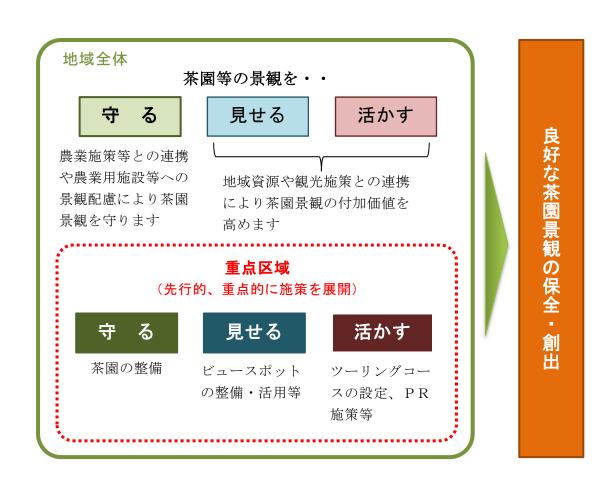
本地域は全国的にも有数のお茶の産地であり、これまでの茶業農家の営農と茶業関係者の努力等により茶園景観が形成されてきました。さらにこの地域には富士山、大井川などが望め、これらと一体となることで、海外からの来訪者等にも印象を残す、他の地域にはない独自の良好な景観があります。

このような茶園景観は本県のみならず、全国にもアピールできるものであり、様々な人に"見られる"ことで、さらに良い景観となる相乗効果が期待されます。これを支えているのが適切な茶園管理であり、他地域では良好な景観を見てもらえることが励みになっているとの声も聞かれます。

良好な茶園景観を「守る」ためには、茶業振興や荒廃農地対策といった茶園そのものを守る農業施策の充実が必要です。併せて農業施設等の色彩配慮などの直接的な景観施策を実施していくことで、更に魅力ある景観の創出が可能となります。

良好な茶園景観を保つためには、「見せる」取組を実施し、茶園景観がこの地域独自の大切な財産であるということを認識してもらう必要があります。また、茶園景観を「活かし」、観光施策やまちづくり施策と連動しながら、地域のその他景観資源や観光資源との連携により、茶園景観の付加価値を高めることも効果的です。

このように、良好な茶園景観を保全・創出するためには、農業施策、観光施策、まちづくり施策といった分野と連携(役割分担)することが重要です。さらに、こうした良好な茶園景観を保全・創出することが、地域全体の活性化、魅力アップにつながるなど相乗効果をもたらすことが期待されます。



5.4 重点区域の設定

行動計画の重点区域設定に当たっては、本地域に属する4つの茶産地(牧之原、川根、志太、中遠)を代表する区域で、各市町の茶園の分布状況(茶園や良好な茶園景観を望むことができるビュースポット)や、茶園が分布する地形(平地や台地にある茶園、山地の斜面地にある茶園など)、集落と茶園のつながり(茶園の保全や活用団体の有無)などを考慮し、以下の5地区を設定します。

なお、行動計画の施策・取組については、主に茶園の保全策と活用策からなり、地区 別の景観形成の目標については、活用策を踏まえた地区の目指す将来像を掲げています。

◆行動計画重点区域の概要

番号	地区名	関連市町	景観形成の目標
1	牧之原台地	島田市 牧之原市 菊川市 吉田町	グリーンティーツーリズムを活かした景観づくり
2	牧之原台地南部	御前崎市 牧之原市 菊川市	茶園と公園を楽しむ場としての景観づくり
3	川根	川根本町 島田市	大井川の歴史・茶園・温泉を生かした景観づくり
4	藤枝北部	藤枝市	体験型観光イベントと連携した茶園景観づくり
(5)	栗ヶ岳周辺	掛川市 島田市	静岡が誇る伝統農法を感じる景観づくり



① 牧之原台地



② 牧之原台地南部



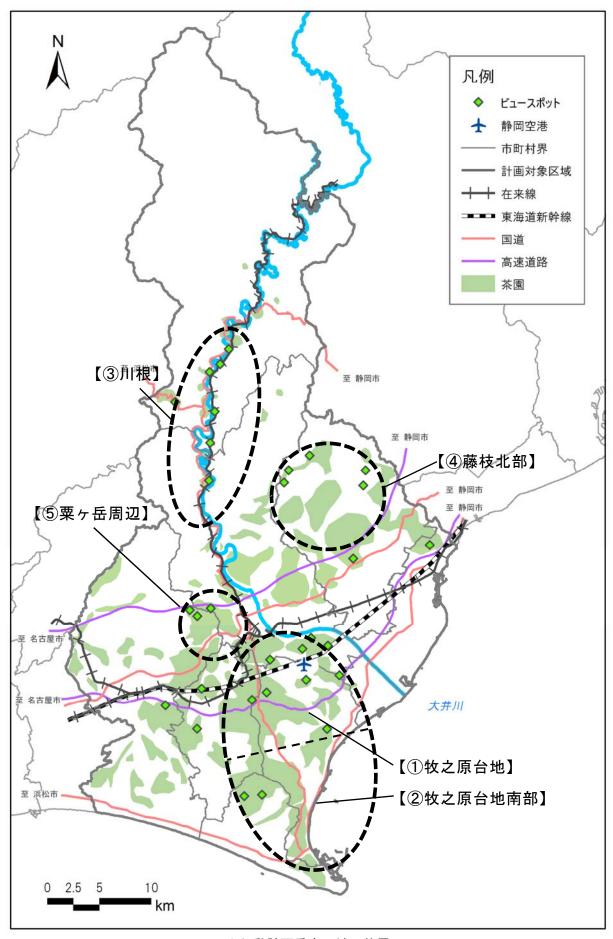
③ 川根



④ 藤枝北部



⑤ 粟ヶ岳周辺



◆行動計画重点区域の位置

第Ⅲ章 行動計画

1 地域全体の共通施策

茶園景観を保全するための共通施策として大きく2つの取組を進めます。ひとつめは 茶園景観そのものを保全するための取組を進めます。ふたつめは良好な茶園景観を望む ことができるビュースポットや周辺の観光資源(茶業関連施設、温泉、歴史的資源、茶 関連の商業店舗など)、主要な交通拠点(空港、鉄道駅、高速道路ICなど)をつなぐ アクセスルートの沿道景観を保全するための取組を進めます。

なお、共通施策については、短期的(3年以内に実施)には重点区域を中心に、できることから取組を進めますが、中長期($4\sim10$ 年以内に実施)では重点区域における効果を検証しながら、地域全体での取組として進めていきます。

(共通施策)

① 茶園景観の保全

- ・農業用施設、建物等の景観への配慮
- ・公共施設等の景観形成の推進
- ・ 荒廃農地対策の推進

② 交通拠点周辺及びアクセスルートなどの沿道景観の保全

- 違反広告物等の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

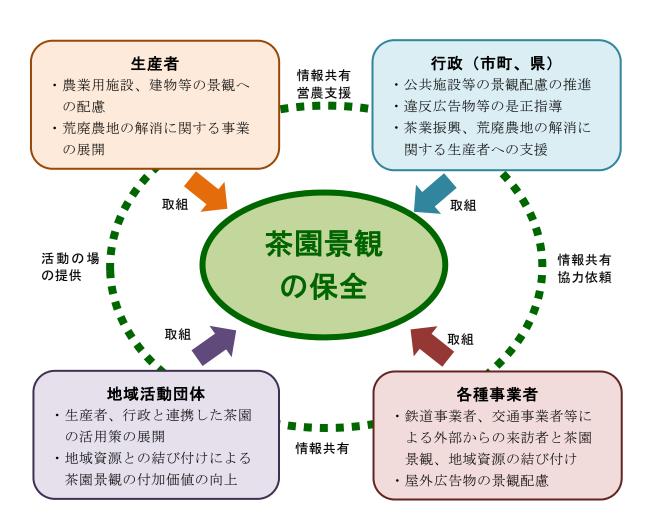
【茶園の荒廃農地とは】

茶業の性質として、摘み取り期以外では、葉の刈り込みを行わない茶園もあるため、一見、管理されていない荒廃農地に見える茶園もあるかもしれませんが、ここで定義する「荒廃農地」は、生産者の高齢化や後継者不足などにより、管理されていない状態が長年にわたり常態化し、景観形成上、周辺に与える影響の大きい「荒廃茶園」を指します。

① 茶園景観の保全

良好な茶園景観を保全するためには、第一に茶園が良好に営まれていることが前提となります。そのためには、お茶の生産者が茶業を維持継続していくための環境づくり(荒廃農地の解消に関する事業の推進、茶業振興など)が必要であり、生産者の生産活動に加えて、補助事業、情報提供などの行政の支援が必要となります。

その上で、生産者による農業用施設、建物の色等に関する景観配慮、行政による茶園 周辺の道路や付帯施設等に関する景観誘導のほか、地域の活動団体と生産者、行政が連 携した茶園の活用策の展開、鉄道事業者等の各種事業者と連携した取組など、関連する 全ての主体が連携して茶園景観を保全するための取組を行うことが必要です。



【取組内容】

a. 農業用施設、建物等の景観への配慮

- ○色彩配慮指針の作成
- ・「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(H30.7:第4版、静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課)を参考に、農業用施設(農作業小屋、防霜ファン)を対象とした色彩配慮指針を作成する。
- ○建物等の景観配慮の誘導
- ・建物、農業用施設に対する景観配慮を誘導する。
- ○施設管理者への協力呼びかけ
- ・農業用施設の色彩への配慮の周知と各施設管理者に協力を依頼する。
- ○景観計画における太陽光発電、風力発電設備の景観配慮規制の検討
- ・各市町で策定されている景観計画における、太陽光発電や風力発電設備に対する景観に 配慮するための規制事項を検討する。

b. 公共施設等の景観形成の推進

- ○公共事業(県事業)における景観形成の推進
- ・「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」に基づき、茶園における防護柵、舗装などの公共事業の実施において、良好な景観形成を推進する。
- ○市町実施の公共事業における景観形成の推進
- ・市町実施の公共事業についても、県で実施している「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」の取組を参考に、景観形成を推進する。

c. 荒廃農地対策の推進

- ○荒廃農地の実態調査(分布状況、2018年実施済)
- ○荒廃農地対策に係る各種支援制度の効果的な情報発信
- ・生産者に向けた荒廃農地対策に係る各種支援制度(再生利用交付金事業や耕作放棄地解 消事業など)の効果的な情報を発信する。
- ○茶業の振興や荒廃農地の解消に関する事業の推進
- ・ 茶園基盤整備事業や荒廃農地を活用した活動団体への支援など、茶業の振興や荒廃農地 の解消に関する事業を推進する。
- ○農業委員・農地利用最適化推進員などと連携した茶園の適正管理の呼びかけ
- ・ 荒廃農地の未然防止のため、周知チラシの配布や農業委員・農地利用最適化推進員など と連携した茶園の適正管理を呼びかける。

【実施主体とスケジュール】

項目 2		スケジュール					事業主体		
			短期		中長期		市	そ	
		2019	2020	2021	2022 ~2028	県	町	の他	
a. 農業用施設、建物等の景観への配慮									
色彩配慮指針の作成 守						13		1	
建物等の景観配慮の誘導 守						12	0		
施設管理者への協力呼びかけ 守						3	0		
景観計画における太陽光発電、風力					_		0		
発電設備の景観配慮規制の検討 守							U	,	
b. 公共施設等の景観形成の推進									
公共事業(県事業)における景観形		_		_	_	12			
成の推進 守				-					
市町実施の公共事業における景観				•	_		0		
形成の推進 守			•	-					
c. 荒廃農地対策の推進									
荒廃農地の実態調査 守						2			
荒廃農地対策に係る各種支援制度				•	_	23	0		
の効果的な情報発信 守		-	-	_		23	O		
茶業の振興や荒廃農地の解消に関		•	•	•	_	23	0		
する事業の推進 守		-	-	-		23	U		
農業委員・農地利用最適化推進員な									
どと連携した茶園の適正管理の呼							0		
びかけ守									

※守:守る

※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:①都市局、②農地局、③農業局

<取組イメージ>







農業用施設の景観配慮

参考)農業用施設の「色彩配慮指針」の作成に向けた検討事項

【目的】

農作業小屋、防霜ファン等の農業用施設は、茶園景観を彩る重要な要素となっています。これらの色彩に配慮された茶園景観は、来訪者や空港、鉄道利用者などをはじめ多くの人々の心に残る風景となることが考えられます。

このような、良好な茶園景観の維持保全や創出を図るために、茶園周辺における各種施設について、施設管理者への協力依頼や景観配慮を促進する際の本地域における統一のルールを定めることを目的とします。

【対象施設】

茶園周辺において、色彩配慮すべき対象施設は以下のとおりとします。

【対象施設】

農業用施設(農作業小屋、農機具庫、防霜ファン等)

【色彩配慮の基本方針】

「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」(H30.7:第4版、静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課)を参考に、農業用施設等の色彩配慮の基本方針を以下のとおりとします。

【農業用施設等の色彩配慮の基本方針】

•「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」に準じて、本地域の景観特性 を踏まえた農業用施設の基本的な色彩としては「ダークブラウン」(主に塗装面積 が小さいもの)、「グレーベージュ」(主に塗装面積が大きいもの)とします。

※マンセル値での表示

ダークブラウン: 10YR2/1 程度(主に塗装面積が小さいもの) グレーベージュ: 10YR6/1 程度(主に塗装面積が大きいもの)

※茶工場等の建物は、大規模で塗装面積がかなり大きく、景観に与える影響が大きいものが多いため、専門家のアドバイスにより、個別に検討する。また、将来的には各市町の 景観計画で誘導していく。

(参考) 「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」による色彩配慮基準

「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」では、県内で公共事業を行う際に、地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全を図ることを目的として、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等、景観配慮の方針を示しています。

その中で、主要構造物の色彩・デザインについては、沿道景観を類型化し、例えば、 田園地(茶園・果樹園)での道路における防護柵については、以下のものを推奨色と して定めています。

田園地

■茶畑・果樹園、芝地・田、農山村集落・荒地

沿道景観は、面的に広がる水田や畑地であり、緑と空のバリエーションである。沿道集落の建物は、低彩度のものが多い。 そのため、自然と沿道集落の双方に調和する色として、明度が低いダークブラウンを基本とする。

一方、塗装面積の大きい場合は、重たい印象とならないように、 若干明度の高いグレーベージュとする。

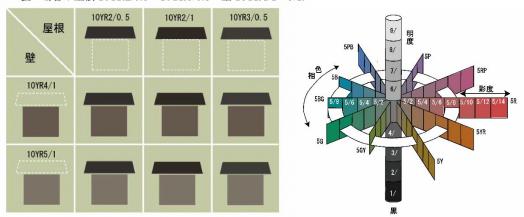


(他地区における色彩配慮基準の例)

静岡市の矢部・村松滝川地区では、良好な農村景観の形成及び保全を図るため、土地改良事業施行区域における農地や農地に設置する工作物等が周辺景観と調和することを目的に、色彩等の配慮すべき事項等、地区における農村景観保全の指針を定めています。

その指針の中で、例えば、農作業小屋の色彩について、マンセル値などを用いた推 奨色を定めており、農作業小屋の新設や更新の際の基準としています。

(マンセル値の場合:屋根 10YR2/0.5~10YR3/0.5 壁 10YR4/1~5/1)



※マンセル値とは、A. H. マンセルが考案した「色の表し方」で、記号や数字で色を表すことができます。連続的な変化を表す「色相」と、色の明るさ「明度」を縦軸、鮮やかさ「彩度」を横軸にとった「マンセル色立体」により表現されます。

【対象施設の配慮方針】

景観配慮の基本方針に基づき、以下のとおり配慮方針を示します。

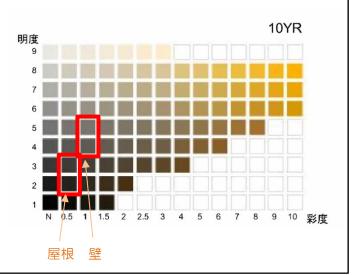
【農業用施設(農作業小屋・農機具庫)】

茶園の中に点在する建物として、茶園景観の形成及び保全において重要です。この ため、以下のとおり色彩配慮に努めます。

・「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」に基づき、屋根や壁面など大面積部分の基本的な色彩は「グレーベージュ」系とします。

・具体的には、矢部・村松滝川 地区(静岡市)での事例を参 考に以下のとおりとします。

【屋根: 10YR2/0.5~3/0.5】 【壁: 10YR4/1~5/1】

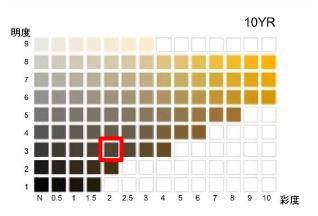


【農業用施設(防霜ファン)】

多くの地域で茶業の営みにおいて必要不可欠な施設であり、これがあることで茶園だと分かるという要素でもあります。このため、茶業に影響を与えないことを前提に、以下のとおり色彩配慮に努めます。

- ・「ふじのくに色彩・デザイン指針 (社会資本整備)」に基づき、支 柱やファンなど小面積部分の基 本的な色彩は「ダークブラウ ン」系とします。
- ・具体的には、東山地区(掛川 市)での事例を参考に以下のと おりとします。

【防霜ファン 10YR3/2】



・無電柱化や裏配線などにより、電柱や配線による景観への影響に配慮します。





茶園風景と調和した農作業小屋

② 交通拠点周辺及びアクセスルートなどの沿道景観の保全

【取組内容】

a. 条例に基づく違反広告物等の是正指導

- ○静岡県屋外広告物条例に基づく違反広告物等の是正指導
- ・重点区域内の規制地域(県屋外広告物条例)における指導を徹底する。
- ・中長期以降で重点区域以外の規制地域における指導を拡大する。

b. 道路付帯施設などの良好な景観形成の推進(ガードレール、照明灯、歩道舗装等)

- ○「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」に基づいた景観形成の推進
- ・「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」に基づき、空港や幹線道路沿道の 防護柵、舗装などの公共事業の実施において、良好な景観形成を推進する。

【実施主体とスケジュール】

項目 - :		スケ	事業主体			
		短期				市市
		2020	2021	2022 ~2028	県	町他
a. 条例に基づく違反広告物等の是正指導						
静岡県屋外広告物条例に基づく違反広 告物等の是正指導 守		•			1	0
b. 道路付帯施設などの良好な景観形成の推	進					
「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会 資本整備)」に基づいた景観形成の推進 守					1	0

※守:守る

※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:①都市局

<取組イメージ>







色彩ガイドラインに基づき板面と支柱の 色彩を改修した案内図板 (県道島田吉田線 BP 沿い)

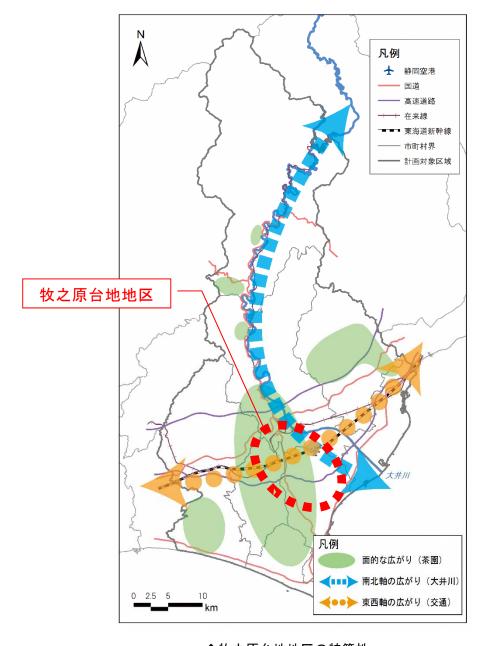
2 重点区域の個別施策

① 牧之原台地地区

【牧之原台地地区の特筆性】

5つの重点区域の中で、島田市、牧之原市、菊川市、吉田町の4市町にまたがる牧之原台地地区は、本地域が持つ3つの景観("面"としての「茶園」の景観、"縦の軸"としての「大井川」の景観、"横の軸"としての「交通」の景観)が重なる地域に立地し、国内外から来訪者を迎え入れ、本地域の景観資源が最も目にとまりやすく、かつ茶文化を気軽に体験できる位置にあるといえます。

このようなことから、牧之原台地地区は、他の4つの重点地区の取組をリードするリーディング地区としての特筆性を持っています。



◆牧之原台地地区の特筆性

関連市町	島田市、牧之原市、菊川市、吉田町
景観形成の目標	グリーンティーツーリズムを活かした景観づくり
ビュースポット からの 茶園景観の特徴	牧之原大茶園の中心的な場所であり、富士山、大井川を背景とした本地域を代表する広大な茶園景観を望むことができます。
活用タイプ	茶園×観光(周遊型)
地区の概要	島田市、牧之原市、菊川市、吉田町にかけての本地区では、静岡県の空の玄関口である富士山静岡空港や、東名高速道路の相良牧之原IC及び吉田IC、新東名高速道路の島田金谷IC、大井川鐵道の始発駅であるJR金谷駅など交通拠点が集中しています。 広大な茶園が眺望できるビュースポットが多く存在するとともに、茶の都ミュージアムといった茶関連施設も点在しており、牧之原市で設定されているサイクリングコースの一部にもなっています。 ふじのくに美農里プロジェクトにより、地域一体となって農用地や農業用施設の保全活動に取り組むなど、地域住民が高い意識をもって茶業振興に取り組んでいます。
地区及び茶園景観 の将来像	空港や鉄道駅、高速道路のICを利用して訪れた国内外からの 来訪者が、本地域のお茶関連施設や良好な茶園景観を望むことが できるビュースポットを巡ることにより、茶園景観が地域観光を 演出する要素であることを実感し、茶園景観への意識が高まり、 良好な茶園景観が保全されます。



島田市阪本地内の ビュースポットからの景観



牧之原市布引原地内の ビュースポットからの景観

【取組内容】

a. 良好な茶園景観を望むビュースポットの整備

- ○各種施設の整備の実施
- →広大で良好な茶園景観を望むことができるビュースポットの一つである蓬莱橋周辺において、既存の物産販売所兼お休み処に併せ、駐車場舗装、休憩所(渡り廊下)を整備する (蓬莱橋周辺整備事業)。

b. 魅力あるツーリングコースの設定

- ○富士山静岡空港やJR金谷駅を起終点とした、良好な茶園景観を望むことができるビュースポットや茶関連施設をめぐるツーリングコースの設定
- ・「まきのはらサイクリングまっぷ」など既設のサイクリングコースの活用や、鉄道事業者 と連携したツーリングコースを設定する。
- ○茶摘み体験、食と農の連携などグリーンティーツーリズムの展開
- ・お茶や茶園を活かした取組を展開するとともに、食と農の連携など、地域の産業や資源と 連携した取組やスポットなどを増やし、充実を図る
- ○ツーリングコース沿道等における茶園景観の保全
- ・来訪者がツーリングコースを自転車や徒歩で回る際に周辺の茶園景観を楽しめるよう、荒 廃農地対策を行い、良好な景観を保全する。
- ・防霜ファンが多く設置されている茶園も多く、茶園景観と調和した設置を検討する。
- ・空港周辺、JR金谷駅周辺、高速道路のIC周辺において公共施設の景観形成を進めると ともに、茶園景観と調和した屋外広告物の景観誘導を図る。
- ・県道島田吉田線などの幹線道路及び東名相良牧之原 I C、東名吉田 I C 周辺において静岡 県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正指導を進める。
- ○各店舗との連携体制の構築
- ・商業店舗などへの各種割引サービス、パンフレットの配置などの連携体制を構築する。
- ○更なるツーリングコースの充実
- ・ルートの拡大、新たなツーリングスポットの発掘、ツーリストのマナー向上や啓発などに よる更なる充実

c. 交通拠点におけるPR策の強化

- ○PRコンテンツの作成
- ・グリーンティーツーリズムの案内パンフレット・チラシの作成、お茶や地域資源等のイメージ映像などを作成する。
- ○空港事業者や鉄道事業者との連携によるPR
- ・パンフレット、チラシ等の配架、特設コーナーの設置などを依頼する。
- ○交通事業者等の連携による事業展開
- ・レンタサイクル、タクシーツアーなどの事業展開を依頼する。

d. 茶園の整備

○茶園基盤整備事業による、農地の集積・集約化の推進

【実施主体とスケジュール】

		スケジュール				事業主体		
項目		短期		中長期		市	そ	
次日	2019	2020	2021	2022 ~2028	県	m	の 他	
a. 良好な茶園景観を望むビュースポット	の整備							
各種施設の整備の実施(蓬莱橋周辺整備事業) <mark>見</mark>				•		0		
b. 魅力あるツーリングコースの設定								
良好な茶園景観を望むことができる								
ビュースポットや茶関連施設をめぐ					14	0		
るツーリングコースの設定 見 活								
茶摘み体験、食と農の連携などグリー				_		0		
ンティーツーリズムの展開 活				-				
ツーリングコース沿道等における茶				_	(1)(4)	0		
園景観の保全 守 見				_	U.G.			
各店舗との連携体制の構築 活					4	0	0	
更なるツーリングコースの充実 活					14	0		
c. 交通拠点におけるPR策の強化								
PRコンテンツの作成 活					34	0		
空港事業者や鉄道事業者との連携に				_	34	0	0	
よるPR 活				-	34	O	O	
交通事業者等の連携による事業展開				_	34	\cap	0	
活				-	34	0		
d. 茶園の整備								
茶園基盤整備事業による、農地の集				_	2			
積・集約化の推進 守					~			

※守:守る 見:見せる 話:活かす※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:①都市局、②農地局、③農業局、④観光交流局

<取組イメージ>



茶摘み体験 (茶の都ミュージアム主催)



サイクリングマップ

●共通施策

- 農業用施設、建物等の景観への配慮
- 公共施設等の景観配慮の推進
- ・荒廃農地対策の推進
- 違反広告物の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

●個別施策

- ・良好な茶園景観を望むビュースポットの整備
- ・魅力あるツーリングコースの設定 ・交通拠点におけるPR策の強化
- 茶園の整備

●個別施策(実施する場所が決まっているもの)



◆重点区域(牧之原台地地区)における取組内容図

② 牧之原台地南部地区

関連市町	御前崎市、牧之原市、菊川市
景観形成の目標	茶園と公園を楽しむ場としての景観づくり
ビュースポット からの 茶園景観の特徴	公園内のビュースポットからは、公園内で茶園ピクニックや花見など人々の活動と茶園を一緒に見ることができます。
活用タイプ	茶園×公園(活動、憩い)
地区の概要	御前崎市、菊川市及び牧之原市にまたがる本地区には、良好な 茶園景観を望むことができるビュースポットである「あらさわふ る里公園」があり、周辺の茶園を活用した茶園ピクニックや花見 などでにぎわっています。 また、区域内には他にも、展望施設(公園内)や駐車場などの 施設が整備されたビュースポットがあります。
地区及び茶園景観 の将来像	公園を訪れる人が公園を楽しみながら、展望台から見える良好な茶園景観を楽しむとともに、公園を起点として複数あるビュースポット巡りや茶園ピクニックなどが盛んに行われる地区です。 地域の茶園に親しむことにより、茶園景観の良さを実感してもらい、茶園景観への意識が高まり、良好な茶園景観が保全されます。



あらさわふる里公園付近の茶園景観



油田の里公園

【取組内容】

a. 魅力あるツーリングコースの設定

- ○茶摘み体験、食と農の連携などグリーンティーツーリズムの展開
- ・美しく品格のある邑「朝比奈」で取り組んでいるお茶摘み体験や茶園ピクニックなど、お茶や茶園を活かした取組を展開するとともに、食と農の連携など、地域の産業や資源と連携した取組やスポットなどを増やし、充実させる。
- ○アクセスルートにおける茶園景観の保全
- ・本地区への主要なアクセスルートである県道浜岡菊川線において静岡県屋外広告物 条例に基づく違反広告物の是正指導を進める。

b. 広域向けの情報発信の充実

- ○既設情報ツールにおける茶園景観情報の付加
- ・市のホームページなど「あらさわふる里公園」を紹介するウェブサイトに、地区内 の良好な茶園景観やそれらを眺望できるビュースポット、さらにビュースポットを めぐるネットワークルートなどの情報を付加する。

【実施主体とスケジュール】

項目		スケ	事業主体				
		短期				市	そ
次日	2019	2020	2021	2022 ~2028	県	町町	の他
a. 魅力あるツーリングコースの設定							
茶摘み体験、食と農の連携などグ							
リーンティーツーリズムの展開						0	0
活							
アクセスルートにおける茶園景観		_	_	_	1	0)
の保全 守 見	-	-	-	-	U)	U	
b. 広域向けの情報発信の充実							
既設情報ツールにおける茶園景観				_		0	
情報の付加 活				•			

※<mark>守</mark>:守る **見**:見せる **活**:活かす ※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:①都市局、②農地局

<取組イメージ>



茶園ピクニック



茶園の色彩に配慮された 屋外広告物の設置例

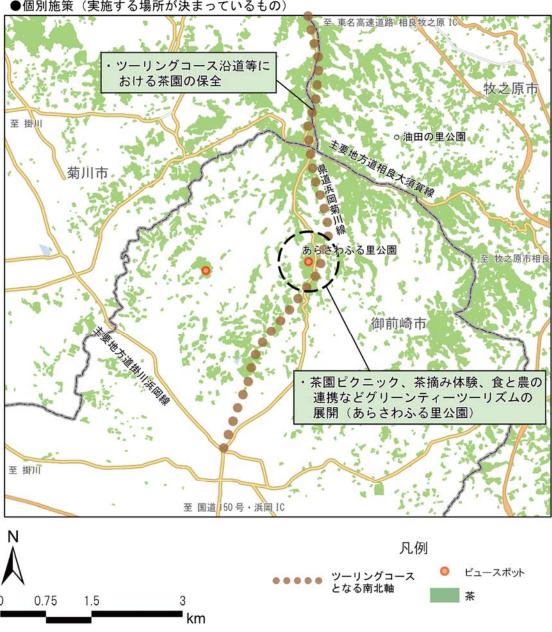
●共通施策

- ・農業用施設、建物等の景観への配慮
- ・公共施設等の景観配慮の推進
- ・荒廃農地対策の推進
- 違反広告物の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

●個別施策

- ・魅力あるツーリングコースの設定
- ・広域向けの情報発信の充実

●個別施策 (実施する場所が決まっているもの)



◆重点区域(牧之原台地南部地区)における取組内容図

③ 川根地区

関連市町	川根本町、島田市
景観形成の目標	大井川の歴史・茶園・温泉を活かした景観づくり
ビュースポット からの 茶園景観の特徴	豊かな自然の中を流れる大井川、そこを走る大井川鐵道と一体となり、山あいの茶園景観を望むことができます。
活用タイプ	茶園×鉄道、温泉、歴史的資源
地区の概要	川根本町と島田市にまたがる本地区では、大井川沿いを多くの 来訪者を乗せて走る大井川鐵道が通っており、沿線には山あいの 茶園や川根温泉、歴史的資源など見所が多く分布しています。 茶園面積は小規模なものが多く、ビュースポットを地元の活動 団体が積極的に活動している地区もあり、観光資源や地元との連 携により観光客等にアピールが可能な地区です。
地区及び茶園景観 の将来像	大井川鐵道に乗車し、車窓からの茶園景観を楽しむとともに、 各駅から良好な茶園景観を望むことができるビュースポットや温 泉、地域の歴史的資源を巡るネットワークルートに多くの人が訪 れる地区です。このように茶園景観は地域観光を演出するひとつ の重要な要素であることを実感することにより、茶園景観への意 識が高まり、良好な茶園景観が保全されます。



川根本町徳山地内のビュースポット からの景観



川根本町下長尾地内のビュースポット からの景観



茶園沿いを走るSLの風景 (抜里付近)

【取組内容】

a. ビュースポットにおける施設の整備

- ○施設が未整備のビュースポットの整備
- ・地区内の全てのビュースポットにおいて駐車スペース等の整備が十分でないため、空 地等を活用して駐車スペースやベンチ等を整備する。

<u>b. 大井川鐵</u>道沿線及び駅における景観の改善

- ○ビュースポットにおける景観に配慮した樹木の伐採
- ・大井川鐵道の沿線や国県道沿道において、樹木の伐採を行う。
- ○地元連携による駅前の賑わい空間の創出
- ・大井川鐵道本線の一部駅において、地元活動団体(花の会)との連携による木製プランターでの花づくりなど、駅前の賑わい空間を創出する。
 - ※重点区域内での設置駅 (平成30年度): 地名駅、塩郷駅

c. 景観資源ネットワークルートの設定

- ○大井川鐵道の駅を起終点としたネットワークルート設定
- ・大井川鐵道の駅を起終点とした、良好な茶園景観を望むことができるビュースポット や温泉、地域の歴史資源などをめぐるネットワークルートを設定する。
- ・地元活動団体と連携しながら、ネットワークポイントとなる地域の店舗や施設を発掘 する。
- ○ビュースポットからの視対象となる茶園景観の保全
- ・山間の斜面地といった過酷な労働環境に加え、生産者の高齢化や後継者不足などにより荒廃農地が多い地区であり、特にビュースポットからの視対象となる茶園やネットワークルート沿いの近景の景観を楽しむ茶園については、農地の集積・集約化の推進や、荒廃農地等を活用して地域の農業振興に取り組む法人や団体への活動支援等の荒廃農地対策を行う。
- ・大井川鐵道沿線において静岡県屋外広告物条例に基づく違反広告物の是正指導を進める。

d. 広域向けの情報発信の充実

- ○既設情報ツールにおける茶園景観情報の付加
- ・市や町、地元活動団体のホームページなど大井川鐡道を紹介するウェブサイトに、地区内の良好な茶園景観や景観資源ネットワークルートなどの情報を付加する。
- ○ネットワークルートマップの作成

e. 久野脇地区観光地エリア景観計画の策定

・地元団体による茶園の活用が行われている久野脇地区において、観光地エリア景観計画 を策定する。

f. 茶園の整備

○茶園基盤整備事業による、農地の集積・集約化の推進

【実施主体とスケジュール】

		スケジュール					事業主体		
項目	済		短期		中長期		市で		
次口	2018	2019	2020	2021	2022 ~2028	県	町の他		
a. ビュースポットにおける施設の整	備								
施設が未整備のビュースポット					_		0		
における施設の整備見							O		
b. 大井川鐵道沿線の景観の改善									
ビュースポットにおける景観に			_		_		0		
配慮した樹木の伐採 見			•	-			O		
地元連携による駅前の賑わい空				_			0		
間の創出活			-	-	-		0 0		
c. 景観資源ネットワークルートの設	:定								
大井川鐵道の駅を起終点とした					_	(1)(4)	0		
ネットワークルート設定 見 活						4	O		
ビュースポットからの視対象と						2	0		
なる茶園景観の保全 守 見					-	3	O		
d. 広域向けの情報発信の充実									
既設情報ツールにおける茶園景							0		
観情報の付加 活					-		O		
ネットワークルートマップの作					_		0		
成 活					-		O		
e. 久野脇地区観光地エリア景観計画	の策定								
久野脇地区観光地エリア景観計							0		
画の策定 活							U		
f. 茶園の整備									
茶園基盤整備事業による、農地の						2			
集積・集約化の推進 守				-		(

※守: 守る 見: 見せる 話: 活かす※■: 施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:①都市局、②農地局、③農業局、④観光交流局

<取組イメージ>



地元活動団体による駅前の 賑わい空間の創出(花植え)



地元のお茶農家が催している 「川根茶縁喫茶」

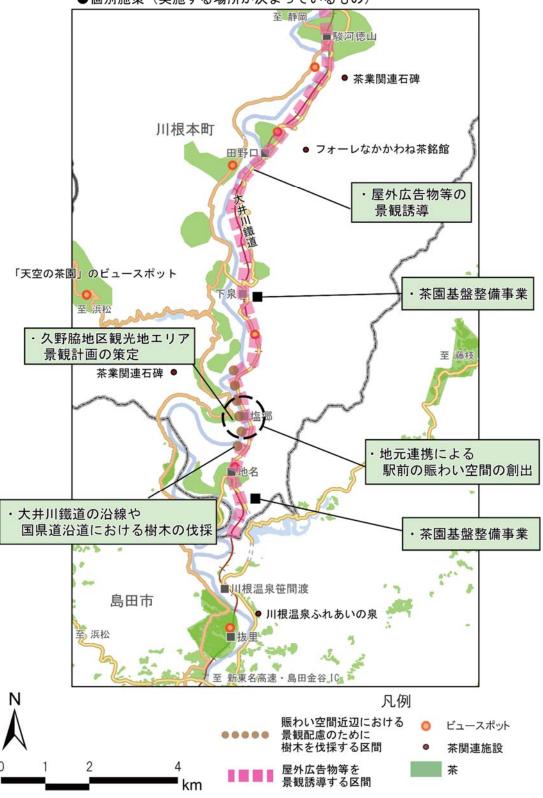
●共通施策

- ・農業用施設、建物等の景観への配慮
- 公共施設等の景観配慮の推進
- ・荒廃農地対策の推進
- 違反広告物の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

●個別施策

- ・ビュースポットにおける施設の整備
- ・大井川鐵道沿線及び駅における景観の改善
- ・景観資源ネットワークルートの設定
- ・広域向けの情報発信の充実
- 茶園の整備





◆重点区域 (川根地区) における取組内容図

④ 藤枝北部地区

関連市町	藤枝市
景観形成の目標	体験型観光イベントと連携した茶園景観づくり
ビュースポット からの 茶園景観の特徴	山間の傾斜地に茶園を見上げる景観が多く広がっており、歴史ある「大茶樹」を間近で見ることができるビュースポットもあります。
活用タイプ	茶園×体験型観光イベント
地区の概要	藤枝市北部の朝比奈地区は、日本三大玉露産地の一つとして知られており、茶摘みの20日程前から見られる菰(こも)などで覆われた茶園は、この地域独自の景観となっています。また、瀬戸谷地区には、樹齢300年を超える県下最古と言われる「大茶樹」があり、藤枝市北部全域で地域資源を活用した体験型観光の取組みが行われています。良好な茶園景観を望むことができるビュースポットでは、ベンチなどの休憩施設が整備されており、道の駅やキャンプ場などの集客施設が近接しているビュースポットも存在します。
地区及び茶園景観 の将来像	茶園や里山の景観などの地域資源を活用した体験型観光を進めることにより、お茶の魅力が再認識されるとともに、茶園景観への意識が高まり、良好な茶園景観が保全されます。



岡部玉露の里付近の茶園景観



大茶樹

【取組内容】

a. ビュースポットにおける施設の整備

- ○道の駅「玉露の里」と連携したビュースポットの施設整備
- ・道の駅「玉露の里」が良好な茶園景観を望むことができるビュースポットとなっているため、道の駅の管理者と連携して、ビュースポットに合わせた施設(ベンチなど休憩施設、サインなど)を設置する。

b. 体験型観光イベントにおける茶園景観を活用した事業の展開

- ○地域資源を活用した体験型観光事業の実施
- ・「藤枝の大茶樹」や蔵田地区等の傾斜地にある茶園、玉露栽培の菰風景など独自景観 を活かし、ハイキングコース設定やお茶摘み体験などを促進する。
- ○茶園での喫茶など、景観を活用した事業の展開
- ・藤枝温故知新博覧会等と連携し、茶園での喫茶や里山でのツリークライミング(びく石の森等)など、景観を活用した事業を展開する。
- ○食と農の連携など地域資源をリンクさせたツアー形式のプログラムの実施

c. 茶園の整備

○茶園基盤整備事業による、農地の集積・集約化の推進

【実施主体とスケジュール】

		スケジュール				事業主体		
項目		短期		中長期		市で		
次日	2019	2020	2021	2022 ~2028	県	町の他		
a. ビュースポットにおける施設の整備								
道の駅「玉露の里」と連携したビュー				_		0		
スポットの施設整備 見						O		
b. 体験型観光イベントにおける茶園景観	を活用	した事	業の展	開				
藤枝温故知新博覧会等と連携した体				•		0 0		
験型観光事業の実施 活		-		-		0 0		
茶園での喫茶など、景観を活用した事				_		0 0		
業の展開活						0 0		
食と農の連携など地域資源をリンク								
させたツアー形式のプログラムの実						0 0		
施活								
c. 茶園の整備								
茶園基盤整備事業による、農地の集				_	2			
積・集約化の推進 守								

※寄: 守る 見: 見せる 話: 活かす※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:②農地局

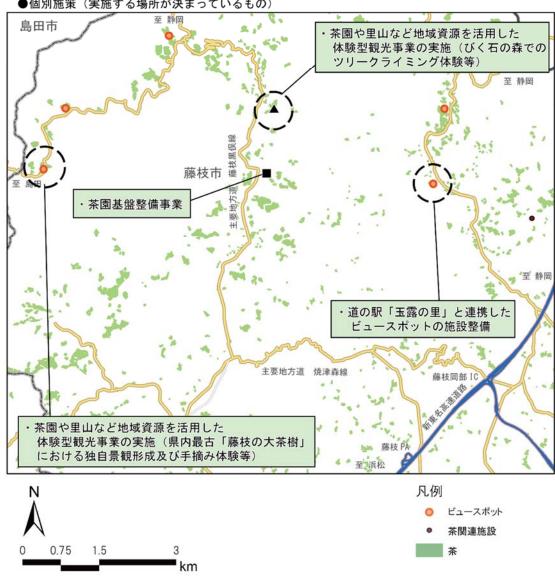
●共通施策

- ・農業用施設、建物等の景観への配慮・公共施設等の景観配慮の推進
- ・荒廃農地対策の推進
- 違反広告物の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

●個別施策

- ・ビュースポットにおける施設の整備 ・体験型観光イベントにおける__
- 茶園景観を活用した事業の展開
- 茶園の整備

●個別施策(実施する場所が決まっているもの)



◆重点区域 (藤枝北部地区) における取組内容図

<取組イメージ>



体験型観光イベント (「藤枝の大茶樹」の独自景観と 手摘み体験)



ビュースポットの整備 (道の駅「玉露の里」)

⑤ 粟ヶ岳周辺地区

関連市町	掛川市、島田市
景観形成の目標	静岡が誇る伝統農法を感じる景観づくり
ビュースポット からの 茶園景観の特徴	広大な茶園景観が広がり、「茶の一大生産地であること」を感じ させる景観となっています。
活用タイプ	茶園×世界農業遺産(「静岡の茶草場農法」)
地区の概要	地区内の茶園では伝統的な静岡の茶草場農法が行われていると ともに、茶園や茶文字(新幹線の車窓や空港からも見える大きな 「栗ヶ岳の茶文字(ヒノキの植林)」が有名)を眺めることので きるビュースポットには展望スペースがあり、世界農業遺産であ る静岡の茶草場農法の解説板などが整備されています。また、栗 ヶ岳山頂には、平成31年5月末に「栗ヶ岳世界農業遺産茶草場テ ラス」がオープンします。
地区及び茶園景観 の将来像	昔からそこにある伝統的な茶園景観の魅力を広く発信することにより、多くの人が来訪する地区となります。来訪者が増え、多くの人の目に茶園景観がふれられることにより、さらに茶園景観を向上させようという意識が高まり、良好な茶園景観が保全されます。



粟ヶ岳と茶文字の景観



カッポシ (世界農業遺産「静岡の茶草場農法」)

【取組内容】

a. 良好な茶園景観を望むことができるビュースポットの活用

- ○既存ビュースポットの活用
- ・粟ヶ岳世界農業遺産茶草場テラスや他の既存ビュースポットを活用して、世界農業 遺産や茶文字など独特な茶園景観の魅力を訪れた人などを通じて広く発信する。

b. 世界農業遺産(「静岡の茶草場農法」)の景観保全と広域向けの情報発信の充実

- ○各種パンフレットなどへの静岡の茶草場農法に関する情報の充実
- ・各種パンフレットにおいて、世界農業遺産としての伝統的な静岡の茶草場農法を行っている茶園の景観や施設が整備されたビュースポットなどの情報を充実させる。

【実施主体とスケジュール】

L C 加工 PF C C C C C C C C C C C C C C C C C C						
項目		スケジュール			事業主体	
		短期		中長期		₊ そ
		2019 2020	20 2021	2022 県	県	市の
				~ 2028		町他
a. 良好な茶園景観を望むことができるビュースポットの活用						
既存ビュースポットの活用 見		•				0
b. 世界農業遺産 (「静岡の茶草場農法	」)の 」	景観保全	全と広垣	域向けの情	報発信	の充実
各種パンフレットなどへの静岡の茶				_	(3)	
草場農法に関する情報の充実 活					9	0

※守: 守る 見: 見せる 活: 活かす
※■:施策・取組等の実施期間

※事業主体のうち県の主たる担当部局:③農業局

<取組イメージ>





(掛川市提供)

栗ヶ岳世界農業遺産茶草場テラス 整備イメージ

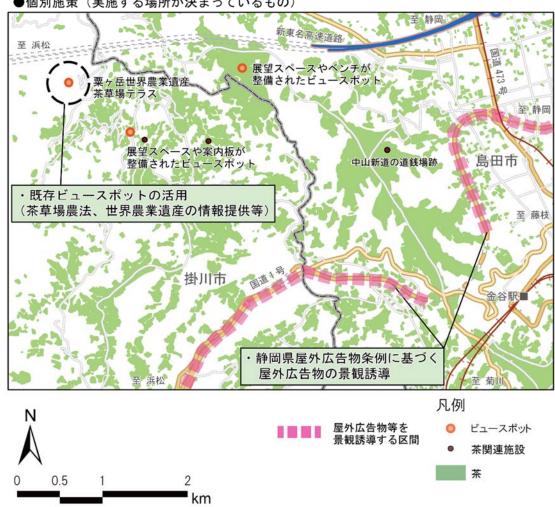
●共通施策

- ・農業用施設、建物等の景観への配慮
- ・公共施設等の景観配慮の推進
- ・荒廃農地対策の推進
- 違反広告物の是正指導
- ・道路付帯施設などの良好な景観形成の推進

●個別施策

- ・良好な茶園景観を望むことができる
- ビュースポットの活用 ・世界農業遺産(「静岡の茶草場農法」)の 景観保全と広域向けの情報発信の充実

●個別施策 (実施する場所が決まっているもの)



◆重点区域(粟ヶ岳周辺地区)における取組内容図

第Ⅳ章 実現に向けた仕組みづくり

1 組織・体制づくり

茶園景観という共通の景観資源を有する本地域において、景観形成を進めるためには、関連する市町や生産者、地域の活動団体、各種事業者(交通事業者、観光事業者等)と、県が共通の認識を持つ必要があります。そのために、関連市町、県で組織する「大井川流域・牧之原大茶園景観協議会」を推進母体として、個々の取組の進捗状況を管理するとともに、学識者・有識者からのアドバイスや関連する事業者との連携を図りながら、情報共有や連絡調整を図っていきます。



※新たに参画する事業者等が必要となった場合には、 協議会で諮って決定する。



- ・行動計画の進捗管理
- ・景観施策の実施、調整

◆計画の推進体制

2 各主体の役割

良好な景観形成を進める上で、主たる景観資源である茶園景観の保全や、それらを活用した様々な施策を展開するためには、県、市町、生産者、地域活動団体、各種事業者などの個々の主体がそれぞれの役割をしっかりと果たす必要があります。

茶園景観の保全に関しては、茶園そのものを維持していくためにお茶生産者の役割が重要となります。また、生産者の営農を支援する上では、基礎的な自治体である市町からの茶業振興のための情報提供や支援、活用方策の提案、実施といった中心的な役割を各市町が担っていきます。その上で、市町をまたぐ広域的な景観や多くの住民に係る景観の形成については、関連市町と県が連携しながら推進していきます。

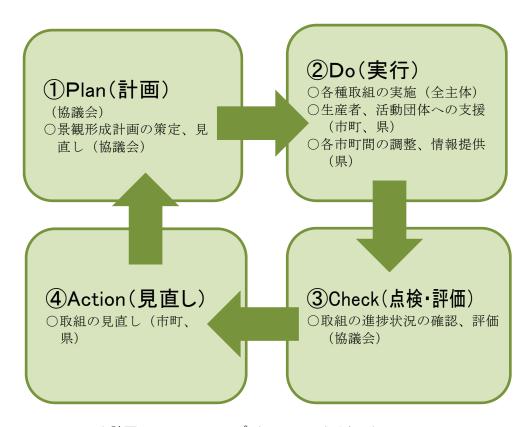
◆各主体の役割

主体	役割
	・市町域内の景観形成に関する取組のコーディネイト
	・生産者への景観配慮に関する協力依頼
	・地域の活動団体や各種事業への景観に関する取組への協力依頼
市町	・公共施設等の景観配慮の推進
	・違反広告物等の是正指導
	・茶業振興、荒廃農地の解消に関する生産者への支援
	・大井川流域・牧之原大茶園景観協議会への参画
	・複数の市町にまたがる広域的な景観形成指針の作成
	・公共施設等の景観配慮の推進
県	・違反広告物等の是正指導
	・茶業振興、荒廃農地の解消に関する生産者への支援
	・大井川流域・牧之原大茶園景観協議会への参画、運営補助
	・営農の継続による茶園の維持
生産者	・農業用施設、建物等の景観への配慮
土连有	・荒廃農地の解消に関する事業の展開
	・地域の活動団体への活動の場の提供
地域活動団体	・荒廃農地等を活用した活動の展開
	・地域資源との結び付けによる茶園景観の付加価値の向上
各種事業者	・屋外広告物などの景観配慮の協力
17 俚 尹 未 日	・外部からの来訪者と茶園景観、地域資源の結び付け

3 計画のフォローアップ

行動計画を実効性のあるものにしていくためには、計画で定められた取組を着実に実行に移し、その進捗状況については点検・評価により、継続的な改善を図っていくための仕組みが必要です。

この進行管理の仕組みとしては、以下の「PDCAサイクル」を基本として、良好な 景観形成の実現に向けた進行管理を行います。



◆計画のフォローアップ(PDCAサイクル)

進捗状況の確認は、毎年度末に協議会において実施することとし、評価及び取組の見直しについては、外部有識者の意見を踏まえて実施することとします。また、社会情勢の変化や対象地域の状況等を踏まえ、必要に応じて行動計画自体の見直しも行います。

第V章 参 考

1 策定経緯

大井川流域・牧之原大茶園景観協議会は、平成20年度に県と関係市町で設立した「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を発展的に拡充し、平成29年7月に設立されました。これまでも、「牧之原茶園・空港周辺地域屋外広告物ガイドライン」(平成23年3月)、「茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドライン」(平成24年3月)、「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観30選」(平成25年4月)を作成し、本地域ならではの個性ある景観を磨き、高め、住民・来訪者ともに選ばれる地域づくりを景観形成の視点で推進しています。

本行動計画にかかる策定経緯は、以下のとおりです。

年月日		有識者会議	協議会	協議会WG	意見交換会
	H29. 7. 3		第1回		
	12. 4	第1回			
	12. 22			第1回	
平成 29 年	H30. 2. 1				茶業関係者
年度	2. 1				事業関係者
	2. 5			第2回	
	2. 13	第2回			
	3. 20		第2回		
	Н30. 5.28			第1回	
	6. 1		第1回		
	8. 28			第 2 回	
	9. 11	第1回			
平成 30 年 年度	10. 10			第3回	
	11. 29		第2回		
	H31. 2. 6	第2回			
	2. 26				地域住民(島田)
	3. 12			第4回	
	3. 19		第 3 回		

※有識者会議:専門的見地から助言や指導をいただくことを目的に、地域づくりや観光などの有識者で構成した会議

※協議会 : 大井川流域・牧之原大茶園の景観を守り育てるため広域景観等の保全及び形成に関する施策の

円滑な推進を図ることを目的に、9市町及び県で構成した会議

※協議会WG:協議会構成機関の担当者で構成した会議。

※意見交換会:良好な茶園景観の維持・創出を実現に向けて、今後取り組んでいく事項の検討等について茶業

や事業関係者、地域住民と意見交換を行う場

2 策定体制

2.1 有識者会議

※敬称略

専門分野	所属	役職	氏名	備考
地域づくり 景観	地域・産業研究所	所長	田中 孝治	委員長
ブランディング	静岡県立大学経営情報学部	教授	岩﨑 邦彦	
観光政策 市民活動	NPO法人ソラノワ	理事長	紅林 眞実	
農業政策	静岡産業大学情報学部	学部長	堀川 知廣	
建築・都市	静岡理工科大学理工学部	教授	脇坂 圭一	

2.2 協議会

会 員		委 員	備考
島田市	都市基盤部	都市政策課長	
	産業観光部	農林課長	
#L -> FE -+	7.4. 二日 . 七日	+m ++ 31 == 3 == F	
牧之原市	建設部 産業経済部	都市計画課長 農林水産課長	
	生未在何司	辰怀小连珠文	
菊川市	建設経済部	都市計画課長	
	建設経済部	茶業振興課長	
御前崎市	建設経済部	都市政策課長	
	建設経済部	農林水産課長	
吉田町	都市環境課長		
	産業課長		
川根本町	くらし環境課長		
	農林課長		
Left Vifa - t-	₩0 	地子でいく、神戸	
焼津市	都市政策部 経済産業部	都市デザイン課長 農政課長	
	性併度未明	辰以味文	
藤枝市	都市建設部	都市政策課長	
	産業振興部	農林課長	
掛川市	都市建設部	都市政策課長	
±5 177 1F1	環境経済部	お茶振興課長	
静岡県	交通基盤部 経済産業部	景観まちづくり課長 地域農業課長	会長
	経済産業部	お茶振興課長	
	経済産業部	農地保全課長	
	文化・観光部	観光政策課長	
		务所 農村整備課長	
	中遠農林事務所		
	島田土木事務所	都市計画課長	
	袋井土木事務所	都市計画課長	
	中部地域局 西部地域局	次長兼地域課長 次長兼地域課長	
	口印起坝川	以 以	

3 資料

3.1 上位・関連計画の整理

(1) 静岡県の新ビジョン 2018→2027

静岡県の総合計画にあたる「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい"ふじのくに"の人づくり・富づくり(平成30年3月)」において、県中部地域の魅力の向上と発信を行うために、「美しい景観の形成」として、「大井川流域・牧之原大茶園の良好な景観の形成に向け、新たに行動計画を策定し、茶園の景観、大井川流域等の観光客周遊ルートにおける景観の保全・活用を図る」ことが位置付けられています。

(2) ふじのくに景観形成計画

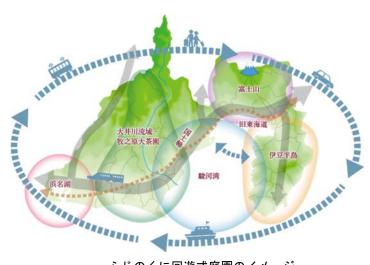
静岡県では、県の役割である広域景観形成をさらに加速させるため、これまでの県土全体の景観形成の指針である「新静岡県景観形成ガイドプラン(平成18年3月)」を見直し、県の景観形成の方策や行動などを示す「ふじのくに景観形成計画(平成29年3月)」を策定しました。この計画では、県土全体を一つの広大な回遊式庭園に見立て、県土を巡りながら、様々な景観を楽しんでいただくよう、本県の目指す姿を「ふじのくに回遊式庭園」と提起しています。「大井川流域・牧之原大茶園地域」については、景観形成の方針として、①静岡のシンボルとなる茶園景観の保全、②観光客周遊ルートにおける景観の保全、③茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成が掲げられています。

今回、本地域の現状や課題を把握し、分析することにより、上位計画の方針を踏まえ、 本行動計画を策定します。

ー ふじのくに回遊式庭園 ー

駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観。 それを社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶ ふじのくにの豊かな暮らしを実現します。

目指す姿



ふじのくに回遊式庭園のイメージ

(3) ふじのくに茶の都しずおか構想・推進計画

静岡県では、「茶の都」としての資質を一層高め、茶の魅力を国内外に発信するため、 文化、生活、学術、産業、観光、人材育成、情報発信、拠点づくりの8分野の推進方向 を定めた「ふじのくに茶の都しずおか構想(平成26年3月)」を策定しました。また、 この計画を具体的に推進する計画として、「ふじのくに茶の都しずおか推進計画(平成 27年3月)」を策定しています。

本計画では、本地域に含まれる「ふじのくに茶の都ミュージアム」を、ふじのくに「茶の都」しずおかの拠点として整備し、茶全般についての学びの場や、茶の手揉みや生産工程の見学などの体験の場としていくことを位置付けています。

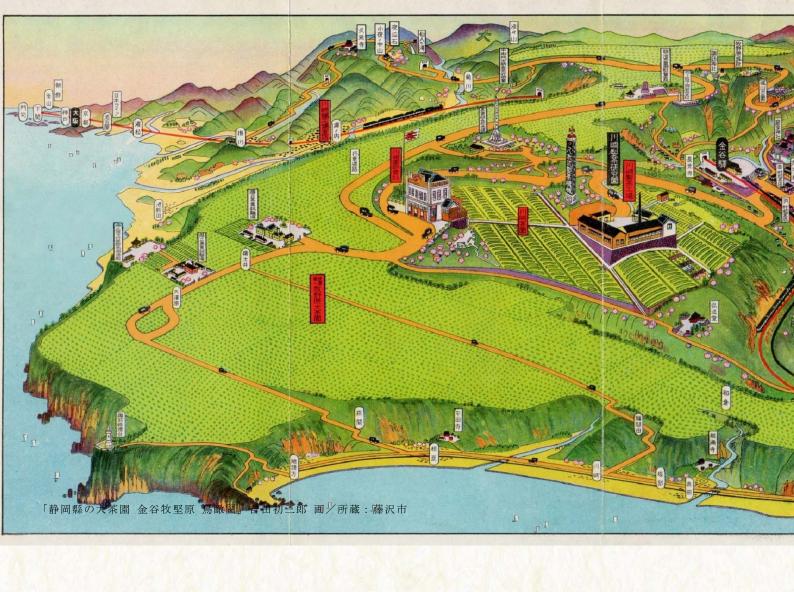
◆ふじのくに「茶の都しずおか」の推進方向

推進方向	具体の内容
文化: 茶文化の継承と創造	1 茶の歴史や文化を学べる環境づくり2 新たなお茶の楽しみ方の創造と発信3 お茶を活用した食育(茶育)
生活: お茶のある豊かで健やかな暮らし	1 お茶と和食文化を組み合わせた静岡らしい和の食文化の定着2 緑茶を飲む習慣と健康長寿の一体的推進3 お茶を楽しむ場所・機会の増加
学術: 茶に関する学術研究の推進と 研究情報の集積発信	1 茶に関する研究の推進 2 研究情報の集積と発信 3 茶の歴史・文化に関する資料の収集と展示
産業: 日本一の茶産地としての静岡 の茶産業の振興	1 地域の核となるビジネス茶業経営体の育成 2 魅力的な「静岡茶」づくり 3 茶の販売と流通の強化
観光: お茶の魅力発信と静岡らしい おもてなし	1 世界遺産(富士山、和食文化、静岡の茶草場農法)を活用した魅力の発信 2 お茶で迎える静岡らしいおもてなし 3 グリーンティーツーリズムの推進 4 茶の機能性や効用を学ぶ場づくり
人材育成: 人材の育成と組織連携	 1 人材の育成 2 茶関係団体が一体となった取組 3 市民活動との連携
情報発信: ふじのくに「茶の都しずおか」から国内外に発信	1 世界お茶まつりの開催 2 (公財)世界緑茶協会による情報の集積と発信
拠点づくり: ふじのくに「茶の都しず おか」の拠点づくり	1 「茶の都」の中心としての機能を持った拠点づくり









大井川流域·牧之原大茶園景観協議会 (静岡県、島田市、焼津市、掛川市、 藤枝市、御前崎市、菊川市、 牧之原市、吉田町、川根本町)

大井川流域·牧之原大茶園景観形成行動計画

発行:静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL: 054-221-3490